

令和 3 年 6 月 2 4 日

令和 3 年度第 3 回定例松本市教育委員会

会 議 議 案

松本市教育委員会

令和3年度第3回定例松本市教育委員会付議案件

[議案]

- 第1号 松本市文化芸術推進基本計画の策定に伴う計画案に対する教育委員会の意見について
- 第2号 長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の取り交わしについて
- 第3号 松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 第4号 松本市図書館協議会委員の任命について

[報告]

- 第1号 令和3年松本市議会6月定例会の結果について
- 第2号 学都松本推進協議会委員の委嘱について
- 第3号 松本市立小学校、中学校結核対策委員会委員の委嘱について
- 第4号 松本市立中学校の制服の状況について
- 第5号 給食のあり方と給食施設整備の内容について
- 第6号 中央図書館の開館時間の延長について

[その他]

教育委員会資料
3.6.24
教育政策課

議案第1号

松本市文化芸術推進基本計画の策定に伴う計画案に対する教育委員会の意見について

1 趣旨

文化芸術推進基本法第7条の2第2項の規定に基づき、松本市文化芸術推進基本計画案について、松本市長から教育委員会に意見聴取を求められましたので、教育委員会の意見について協議するものです。

2 依頼文

「松本市文化芸術推進基本計画の策定に伴う計画案の意見聴取について（依頼）」
別紙1のとおり

3 「松本市文化芸術推進基本計画」について

(1) 概要

平成28年11月に改定を行った松本市文化芸術振興基本方針（以下「振興基本方針」という。）の対象期間が、令和2年度で満了となったことから、振興基本方針を改定し、平成29年6月に施行された文化芸術基本法に基づく「松本市文化芸術推進基本計画」（以下「推進基本計画」という。）として新たに策定するものです。

(2) 経過

- H15. 9 「松本市文化芸術振興条例」制定
- 18. 1 「振興基本方針」策定
- 27. 5 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」閣議決定
- 28. 11 「振興基本方針」改定
- 29. 6 「文化芸術振興基本法」を改正、「文化芸術基本法」として公布・施行
- 地方文化芸術推進基本計画策定の努力義務化（第7条の2）
- 30. 3 「文化芸術推進基本計画」閣議決定
- R 2. 3 「推進基本計画」の策定について庁議報告
- 「松本市文化芸術振興条例」を改正、「松本市文化芸術基本条例」として施行
- 8 第1回文化芸術振興審議会で協議（以後、計4回協議）
- 9 第1回松本市文化芸術庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）及び幹事会で骨子（案）を協議
- 3. 3 第2回庁内連絡会議で「推進基本計画」素案を協議
- 5 庁議で「推進基本計画」（案）を協議
- 経済文教委員協議会で「推進基本計画」（案）を協議

(3) 「推進基本計画（案）」（資料 1、資料 2、別冊）

ア 文化芸術基本法（以下「法」という。）の施行により、地方公共団体における文化芸術推進基本計画の策定が明記されたことから、振興基本方針を改定し、松本市文化芸術基本条例及び松本市総合計画【基本構想 2030・第 11 次基本計画】を具体化させる文化芸術分野の個別方針として「推進基本計画」を策定します。

イ 現在の基本方針は、国の第 4 次文化芸術振興基本方針に基づいて策定しているため、内容について大幅な修正は想定していませんが、法改正により拡充されたものについて反映した計画とします。

ウ 取組期間は、令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間です。

4 根拠法令

文化芸術基本法（抜粋）

第七条の二 都道府県及び市(特別区を含む。第三十七条において同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第三号に掲げる事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(次項において「特定地方公共団体」という。))にあっては、その長は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画(次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(平二九法七三・追加、平三〇法四二・令元法二六・一部改正)

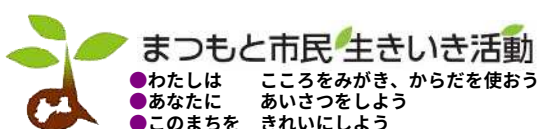
5 教育委員会の意見案

別紙 2 のとおり

＜参考＞ 法改正の内容

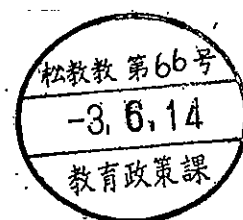
文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を本法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするもの

- 1 「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず、等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備
- 2 我が国及び「世界」において文化芸術活動が活発に行われる環境を醸成
- 3 児童生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性
- 4 観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携
- 5 政府が定める「文化芸術推進基本計画」、地方公共団体が定める「地方文化芸術推進基本計画」（努力義務）について規定



担当 教育政策課
課長 赤羽 志穂
電話 33-3980

別紙 1



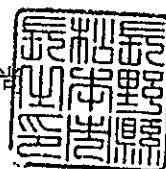
松文文第10号

令和3年6月14日

松本市教育委員会

教育長 伊佐治 裕子 様

松本市長 臥雲 義尚



松本市文化芸術推進基本計画の策定に伴う計画案の意見聴取について（依頼）

標記の件について、松本市文化芸術推進基本計画の策定にあたり、別添の計画案について、文化芸術基本法第7条の2第2項の規定に基づき、意見聴取を依頼するものです。

担 当 文化振興課
課 長 石川 善啓
(内線3150)

松教教第 号
令和 3 年 月 日

松本市長 臥 雲 義 尚 様

松本市教育委員会
教育長 伊佐治 裕子

松本市文化芸術推進基本計画の策定に伴う計画案の意見聴取について（回答）

文化芸術基本法第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 6 月 1 4 日付け
松文文第 1 0 号で松本市長から意見聴取について依頼のあった「松本市文化芸術
推進計画」（案）についての教育委員会の意見は、下記のとおりです。

記

協 議 結 果

松本市文化芸術推進基本計画（案） 概要版

趣 旨

平成２８年に松本市文化芸術振興基本方針を改定しました。国の文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成２７（２０１５）年５月閣議決定）に示されている教育、福祉、まちづくり、観光、産業等への波及効果を視野に入れ、様々な施策を推進してきました。

この基本方針改定から５年が経過する中で、平成２９（２０１７）年には「文化芸術振興基本法」が改正され、「文化芸術基本法」として施行され、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが求められています。また、「文化芸術基本法」の施行により、地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされたことから、松本市文化芸術振興基本方針に代えて、新たに松本市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定し、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

１ 計画の目的

松本市は、松本市の伝統文化、自然、歴史を次世代につないでいくとともに磨きあげ、２０年先、３０年先も「松本らしさ」を市民の誇りとし、新たな文化芸術の創造を目指すことで、心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とします。

２ 基本計画の位置付け

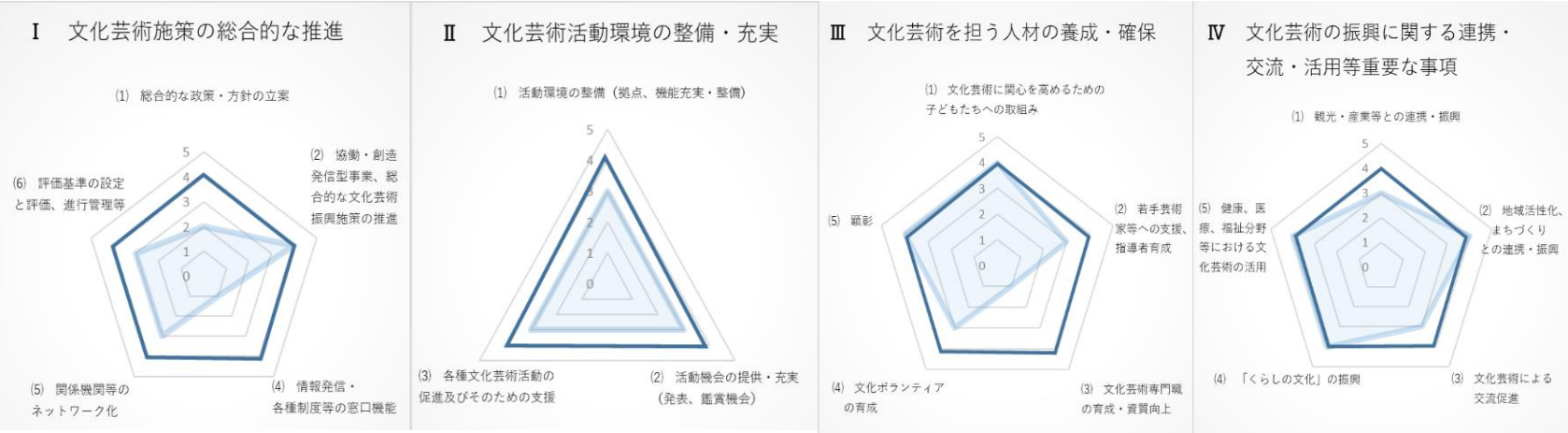
- (1) 基本計画は、松本市文化芸術基本条例及び総合計画を具現化させる文化芸術分野の個別計画として策定します。
- (2) 文化芸術は、様々な分野に波及効果を及ぼす基盤としての側面を持つことから、基本計画はまちづくり、教育、産業等の分野の関係する個別計画等との整合を図ったものとします。

３ 計画期間

令和３（２０２１）年度～令和１２（２０３０）年度（第１期１０年間）とします。

４ 現状と課題

- (1) 松本市文化芸術振興基本方針の評価結果



- ア 基本方針では文化芸術と教育、福祉、まちづくり、観光・産業等との連携を目指していますが、その趣旨について庁内各部局への意識の浸透が十分に図られていない状況にあります。
- イ 市民プロデューサーの育成や文化芸術活動団体等の連携コーディネート等、中長期的に人材育成が必要な事業が進んでいません。
- ウ 文化芸術施策の効果は、利用状況等短期的な視点だけでは適切に評価できないため、評価では、文化芸術がどのようにまちづくり・人づくりに貢献したかをインパクト（波及効果）で測定しようと試みましたが、独自の実態調査等を行っていないため、評価できないものが多数ありました。

- (2) 市民アンケート調査結果（令和３年２月実施）

- ア 松本市の文化芸術の取り組みについて「どちらともいえない」と回答した方が多く、松本市の取り組みの周知が一層必要です。
- イ 「アーティストの発掘及び支援」、「地域の伝統行事などの後継者育成の推進」は「満足している」「やや満足している」と回答した方が９．８％と、他の項目に比べ低い割合となっているため、取り組みを強化する必要があります。

５ 計画の目標

キャッチフレーズ 「文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク都・松本」

- (1) 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる
- (2) 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する
- (3) さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

６ 計画の構成と施策

松本市文化芸術基本条例第７条に基づき、以下の４つの分野方針ごとに施策を推進する構成とします。

Ⅰ 文化芸術振興施策の総合的な推進

文化芸術に関する総合的な施策を推進し、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

重点施策①：情報発信・各種制度等の窓口相談機能
文化芸術活動者の相談、支援、マッチングをする窓口の設置

Ⅱ 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用

市民一人ひとりが豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、更に人と人とをつなげ、地域の元気を生み出していきます。

重点施策②：観光・クリエイティブ産業等との連携・振興
文化資源を利用した観光事業の実施、食文化等を活かした産業・観光事業の実施

重点施策③：健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用
障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会の提供

重点施策④：文化財の保存・活用
伝統文化の担い手の育成・支援

Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成及び確保

「松本らしさ」の継承と創造の源は市民一人ひとりであるという認識のもと個性と感性を磨く「人づくり」を推進します。

重点施策⑤：文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取り組み
学校・地域等でのアウトリーチ事業、ワークショップの実施

重点施策⑥：アーティスト等への支援、指導者育成
アーティストのトータルサポートを前提としたアーティストバンクの再構築

Ⅳ 文化芸術活動の環境の整備及び充実

優れた文化芸術に触れる機会が多い特徴を活かし、共感と感動が生きがいにつながる環境と仕組みをつくり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

重点施策⑦：活動機会の提供・充実
オープンスペース等の活用、街なかでの無料鑑賞会等の開催

７ 計画の施策体系及び評価指標

- (1) 施策体系 別紙施策体系図のとおり
- (2) 計画の評価検証
計画策定から中間年（令和７（２０２５）年）に計画の中間評価を実施、最終年前年（令和１１（２０２９）年）に最終評価を実施し、計画の進捗を図るとともに、第２期計画に反映します。
- (3) 評価検証の方法
 - ア 基本計画に掲げる具体的施策推進のための事業を選定し、事業に着手したかを評価します。
 - イ 基本計画に掲げる基本的施策ごとに指標を設定し、評価検証します。

【施策体系図】

★・・・重点施策

	基本的施策	施策別目標	主な具体的施策	評価指標	現状	目標
Ⅰ	(1) 市民意向の把握	市民意向を踏まえた文化施策を推進する	継続的な市民意向調査の実施、文化芸術活動者の実態調査の実施	松本市の文化芸術施策に対する満足度	36.7%	45.0%
	(2) 協働・創造発信型事業の推進	市民の誇りを醸成する 都市ブランドの向上を図る	市民が主体的に運営に係る仕組みづくり 地域在住アーティストとの協働事業の実施	地域にもたらされる効果として期待することについて「特にない・わからない」を答えた割合	2.5%	1.0%
	(3)★情報発信・各種制度等の窓口相談機能	多種多様な手段で必要な時に情報を得られる環境を整える	最適な手段による各世代への情報発信 文化芸術活動者の相談、支援、マッチングをする窓口の設置 ◎	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
	(4) 関係機関等のネットワーク化、連携	ジャンルを超えた団体の交流により、新たな表現の創出を図る 文化施設間のネットワークを構築し、事業等の相乗効果を高める	文化芸術活動者団体の交流機会の提供 博物館、美術館、図書館等の学芸員や司書の交流機会の提供 創造都市ネットワークへの参加等他都市との連携	文化芸術団体の交流機会の提供数（年間）	なし	3事業
Ⅱ	(1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興	文化芸術による街なか及び地域の賑わいを創出する	地区単位での文化芸術活動の支援 国内外に松本市を発信する市民協働イベントの実施◎	地域にもたらされる効果として期待することについて「地域の活性化・地域経済の活性化」と答えた人の割合	84.0%	90.0%
	(2)★観光・クリエイティブ産業等との連携・振興	クリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを目指す 観光・クリエイティブ産業の振興を図る	文化資源を活用した観光事業の実施◎、クラフト等の文化芸術的価値の啓発 ◎ 食文化等を活かした産業・観光事業の実施 ◎	工芸等文化芸術に関連する産業の振興に対する満足度	19.0%	25.0%
	(3) 暮らしの文化の振興	松本市固有の文化等を継承するとともに新たな文化を創造し、松本への愛着を高める	地域の歴史・文化を知る機会の創出、くらしの文化に関する各種講座の実施 市民団体との連携・協働及び活動支援による地域の伝統文化や食文化の継承事業の実施	書、花、茶、食などに親しんでいる割合	21.9%	25.0%
	(4) 文化芸術による交流促進	他都市との交流、多文化交流の充実を図る	新たな文化交流プログラムの企画 海外の文化芸術に触れられる機会の創出	海外や他市町村との文化芸術による交流事業数（年間）	3事業	5事業
	(5)★健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、互いを尊重できる社会を目指す	医療、福祉施設での文化芸術ワークショップ等の実施 障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会の提供 ◎	健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用事業数（年間）	なし	3事業
	(6)★文化財の保存・活用	文化財を適切に保護し、地域活性化等に活用する	まつもと文化遺産を始め、地域の文化財の保存継承と有効な活用 伝統文化の担い手の育成・支援	文化財保護のための取組みに対する満足度 文化財等の観光への活用に対する満足度	43.5% 42.1%	50.0% 50.0%
Ⅲ	(1)★文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み	文化芸術活動の担い手を育成する 子どもたちが文化芸術に触れ創造する楽しさを実感する環境を整える 日常生活の中で文化芸術に触れることができる機会を創出する	学校等でのアウトリーチ事業、ワークショップの実施 ◎ 児童・生徒等の文化芸術体験活動の実施 ◎ 若者の意見を反映した事業の実施	子どもの文化芸術に触れる機会の提供に対する満足度	27.5%	35.0%
	(2)★アーティスト等への支援、指導者育成	活動団体の継続性を図り、松本市の文化芸術を底上げする クリエイティブな人材を育成する 松本市の文化芸術を継承するとともに新たな創造をする人材を育成する	アーティストのトータルサポートを前提としたアーティストバンクの再構築 ◎ 経済的支援と支援結果の継続的な検証とより効果的な支援体制の構築 ◎ 文化芸術指導者の実態調査及び支援 ◎	アーティストの発掘及び支援に対する満足度	9.8%	15.0%
	(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上	地域と積極的につながる文化芸術に関わる職員を育成する 職員間の意見交換の機会を創出し、新たな発想を生み出す	松本市芸術文化振興財団と連携した実務研修や派遣研修等の支援 学芸員・司書及び松本市芸術文化振興財団職員の意見交換の実施	質の高い文化芸術鑑賞機会の提供に対する満足度	48.7%	55.0%
	(4) 文化ボランティアの育成	文化芸術活動の一翼を担う文化ボランティア活動の継承・発展を図る	文化ボランティアに興味を引き出す機会の創出 文化ボランティアに気軽に参加できる仕組みづくり	文化ボランティアに参加したいと思う人の割合	81.6%	85.0%
	(5) 顕彰	文化芸術活動者のモチベーションの向上を図る 新たな文化芸術活動者を発掘し市内外へ周知する	文化芸術表彰等の充実、文化施設等が連携した受賞者の活動の発信 受賞者の支援体制の構築	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度 アーティストの発掘及び支援に対する満足度	33.6% 9.8%	40.0% 15.0%
Ⅳ	(1) 活動環境の整備	あらゆる人に親しまれ、誰もが使いやすい施設を目指す	バリアフリーの推進、施設利用者へのアンケート実施 ニーズに合った施設・運営方法の再整備 ◎ 天候の変化に左右されない野外会場等の研究	文化芸術活動の場の提供に対する満足度	25.1%	30.0%
	(2)★活動機会の提供・充実	年齢、性別、障害の有無、経済的な状況にかかわらず文化芸術に親しめる機会の創出 新たな発表の場を創出する	オープンスペース等の活用 ◎ 街なかでの無料鑑賞会等の開催 ◎ アウトリーチ事業の強化 ◎	文化芸術活動の発表機会の提供に対する満足度	22.6%	30.0%
	(3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援	文化芸術活動をより身近なものとする 新たな取り組みや社会的価値のある活動が生まれやすい環境を整える	活動の入門編となる事業・講座の実施 文化芸術活動団体への補助制度の確立 ◎	練習・発表・創作等の活動への支援に対する満足度	17.0%	25.0%

松本市文化芸術推進基本計画（案）

目次

第1章 松本市を特徴付ける文化

- 1 歴史と景観 P 1
- 2 風土 P 2
- 3 民俗 P 3
- 4 イベント P 4

第2章 基本計画策定の趣旨

- 1 基本計画策定の背景及び経緯 P 5
- 2 基本計画の位置付けと計画期間 P 5
- 3 文化芸術の定義と基本計画の対象 P 6
- 4 松本市の文化芸術を取り巻く状況 P 6

第3章 基本計画の内容

- 1 計画の目的 P 1 2
- 2 計画の目標 P 1 2
- 3 計画の構成と施策 P 1 2

第4章 基本的施策

- I 文化芸術振興施策の総合的な推進 P 1 5
 - (1) 市民意向の把握
 - (2) 協働・創造発信型事業の推進
 - (3) 情報発信・各種制度等の窓口相談機能
 - (4) 関係機関等のネットワーク化、連携
- II 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用 P 1 6
 - (1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興
 - (2) 観光・クリエイティブ産業等との連携・振興
 - (3) くらしの文化の振興
 - (4) 文化芸術による交流促進
 - (5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用
 - (6) 文化財の保存・活用
- III 文化芸術を担う人材の養成・確保 P 1 7
 - (1) 文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み
 - (2) アーティスト等への支援、指導者育成
 - (3) 文化芸術専門職の育成・資質向上
 - (4) 文化ボランティアの育成
 - (5) 顕彰
- IV 文化芸術活動の環境の整備・充実 P 1 8
 - (1) 活動環境の整備
 - (2) 活動機会の提供・充実
 - (3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援

第5章 計画の評価検証

- 1 計画の評価検証 P 1 9
- 2 評価検証の方法

第1章 松本市を特徴付ける文化

1 歴史と景観

松本市には、縄文時代中期以降の遺跡や古墳が確認されており、先人たちの営みが数多く残っています。しかし、明治初年に行われた廃仏毀釈やその後の大火によって、残念ながら多くの文化財が失われました。特に江戸時代より古い時期の建物の現存例が少ないのはこのためです。松本城も明治期には破却と破損の危機がありました。これを救ったのが、市川量造、小林有也といった先人たちとその呼び掛けに応じた住民の力でした。

住民の力は、旧開智学校、旧山辺学校の建設、大正期の旧松本高等学校誘致運動へと繋がりました。

松本市は、第2次世界大戦の戦火を受けていないことから、城下町の各所には、江戸時代初期にかたちづくられた鉤の手、袋小路^{かぎ ふくろこうじ}といった防御のための工夫が今もなお残っています。また、明治以降の近代化の流れの中で登場した和洋折衷の擬洋風建築なども多く残り、独特の景観が形成されています。

(写真掲載例)



2 風 土

松本市には、深田久弥の日本百名山が6座あります。北アルプスの南に広がるのが日本有数の山岳観光地の上高地、更にその南には乗鞍岳と乗鞍高原が広がります。また、市域の東側には、なだらかな台上地形の美ヶ原高原が鎮座し、雲上の自動車道ビーナスラインが霧ヶ峰へと続きます。

こうした山岳景観とその恵みの湧水や温泉が、他市にはない圧倒的な魅力となっています。また、一日の寒暖差が大きく、年間を通して日照時間が長い気候と肥沃な土壌により、果樹等の栽培も盛んです。海に面していない風土は、独特の食文化をかたち作ってきました。

(写真掲載例)



3 民 俗

現在、私たちの暮らしに受け継がれている伝承文化は、江戸時代の松本藩領だった頃に形成されたものが多く、そのルーツを探ると、その多くが武家地から伝わったもの、町人地から伝わったもの、周辺集落（ムラ）から伝わったものに大別できます。

また、かつて江戸や大坂で行われていたものが^{すた}廃れず今もなお受け継がれているものや、当時から町人の力が強かった松本城下の特性が色濃く残るもの、内陸地でありながら海に縁のある祭事が受け継がれているものなど、特徴的な民俗が数多く残っています。こうした民俗に由来する伝統工芸も多く伝えられています。

(写真掲載例)



4 イベント

松本市は、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできました。

第2次世界大戦後は、「民藝運動」が行われ、また、スズキ・メソードが発祥しました。

こうした土壌から、現在の松本市は、セイジ・オザワ 松本フェスティバル (OMF)、信州・まつもと大歌舞伎、工芸の五月・クラフトフェアまつもと等の優れた文化芸術を国内外に発信するまちとして展開しています。

これらのイベントの多くが、ボランティアやサポーターに支えられている点も大きな特徴です。四季折々に行われる多彩な文化芸術イベントが、まちに潤いと活気をもたらし、文化芸術が本市の魅力の一つになっています。

(写真掲載例)



基本計画では、「松本らしさ」を松本の歴史、風土、文化が育んできた他にはない特徴と捉え、次のものを代表例と考えました。皆さんはどのようなものを「松本らしさ」と考え、どのような「松本らしさ」を継承・創造したいと考えますか？

- (1) 松本城やなまこ壁に代表される城下町の歴史文化景観と習俗
- (2) 道祖神等に代表される周辺集落、野麦街道、善光寺街道等に残る街並み等の歴史文化景観と習俗
- (3) 城下町、内陸地であることに由来する産業、食文化
- (4) 北アルプス等の山岳景観とその恵み（湧水、温泉）、登山文化
- (5) 教育を重んじる気風と進取の気質、市民力の高さ
- (6) イベントの多さ、優れた文化芸術に触れる機会の多さ

第2章 基本計画策定の趣旨

1 基本計画策定の背景及び経緯

私たちの暮らす松本市は、先人のたゆまぬ努力により、歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造により、地域に根差した文化芸術を育んできました。

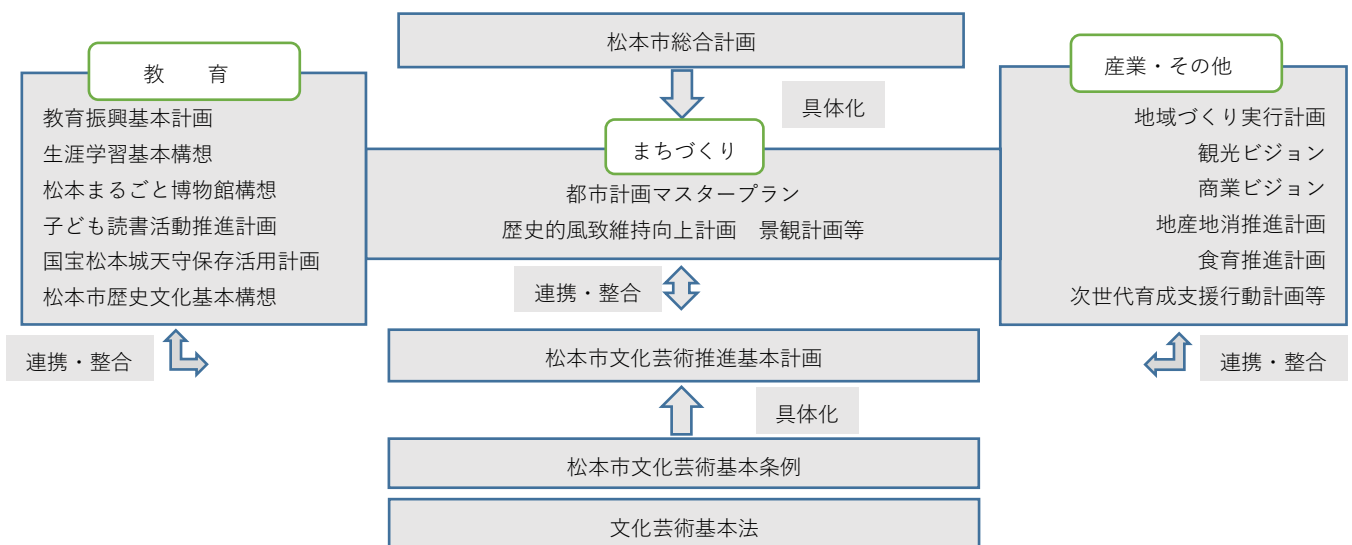
そうした先人の築いた文化芸術を将来に引き継ぐとともに新しい文化芸術を創造していくため、「松本市文化芸術振興条例」（平成15年条例第41号）及び「松本市総合計画」【基本構想2030・第11次基本計画】（以下「総合計画」といいます。）を具体化させる文化芸術分野の個別方針として、平成17（2005）年に松本市文化芸術振興基本方針を策定し、文化芸術施策を推進してきました。

少子高齢化、グローバル化の進展など社会の状況が著しく変化している中、総合的な文化芸術施策の展開が一層求められていることから、平成28年に松本市文化芸術振興基本方針を改定しました。この方針では、文化芸術によって作り出される20年、30年先の松本の姿を【文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる「三ガク都・松本」】として、「文化芸術振興基本法」の対象とする文化芸術の範囲を基本とし、教育、福祉、まちづくり、観光、産業等への波及効果を視野に入れ、様々な施策を推進してきました。

この基本方針改定から5年が経過する中で、平成29（2017）年には「文化芸術振興基本法」が改正され、法律名も新たに「文化芸術基本法」として公布・施行、国の文化芸術推進基本計画が策定され、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが求められています。また、文化芸術基本法の施行により、地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされたことから、松本市文化芸術振興基本方針に代えて、新たに松本市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」といいます。）を策定し、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るものです。

2 基本計画の位置付けと計画期間

- (1) 基本計画は、松本市文化芸術基本条例及び総合計画を具現化させる文化芸術分野の個別計画として策定します。
- (2) 文化芸術は、様々な分野に波及効果を及ぼす基盤としての側面を持ちます。基本計画はこの点を踏まえ、まちづくり、教育、産業等の分野の関係する個別計画等との整合を図るようにします。



(3) 計画期間

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度（第1期10年間）とします。

3 文化芸術の定義と基本計画の対象

国の文化芸術の振興に関する基本的な方針（平成27年5月22日閣議決定。以下「国の第4次基本方針」といいます。）は、文化芸術を次のように定義しています。

『文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住を始めとする暮らし、生活様式、価値観等、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。』

しかしながら、これではあまりにも広範囲に及ぶことから、基本計画が対象とする文化芸術は次の考え方とします。

- (1) 「松本らしさ」の継承と創造にこだわるとともに、ソフト事業中心の組立てとします。
- (2) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）が対象とする文化芸術の範囲を基本とするとともに観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野との連携を視野に入れ、本計画が対象とする主な文化芸術の範囲は以下のものとします。

- ① 生活文化（工芸・クラフト、茶道、華道、書道、食文化、国民娯楽、出版物等）
- ② 文化財等（有形及び無形の文化財等）
- ③ 芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等）
- ④ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション等）
- ⑤ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊等）
- ⑥ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等）
- ⑦ 地域における文化芸術（伝統芸能、民俗芸能等）

- (3) 他の個別計画と重複する分野については対象に含めるものの、内容的に当該個別計画が優先する分野は、原則として当該個別計画に委ねます。

4 松本市の文化芸術を取り巻く状況

(1) 社会情勢の変化

ア 人口減少、超少子高齢化

急速な少子化により日本の人口は減少に転じ、一層の高齢化が進む中で、地域コミュニティの衰退等が問題となっています。

今後は、地域の魅力を活かし、それを地域の活力に繋げるかという発想がこれまで以上に重要となります。

イ 情報通信技術の進化と普及

インターネットやスマートフォンを始めとする情報通信技術（ICT）は当たり前のものとなり、我々の生活には無くてはならないものとなっています。現在では、情報収集に止まらず、自らが情報を発信していくことで自己実現を行うことも可能となりました。また、通信システムの発展は、人と人とのコミュニケーションに加え、モノをつなぐIoT（Internet of Things）を登場させました。

デジタルデータの価値創造力を高めるIoTは、人工知能（AI）や新たな第5世代移動通信システム（5G）との連携により、更なる発展を遂げようとしています。これらを活用した文化芸術コンテンツの登場や新たな情報発信の可能性を探る必要があります。

ウ グローバル化の進展

令和2（2020）年は新型コロナウイルス感染症拡大により訪日客は激減するとともに、文化芸術の在り方について見直しをする契機となりました。ワクチン等の開発が進み新型コロナウイルス感染症拡大が抑えられたときには訪日客は回復すると考えられます。

松本市も文化芸術の一層の振興・活性を図り、日々進歩する新たな表現方法を効果的に使い、海外の方にとっても魅力あるコンテンツを充実し、発信する必要があります。

エ 持続可能な開発（SDGs）

「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを原則とし、持続可能で多様性のある社会の実現のため、令和12（2030）年を年限とする17の国際目標が平成27（2015）年9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。その中で文化芸術に係

ることとして、「地方の文化振興」や「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する。」等があります。

(2) 文化芸術政策に係る国の動向

ア 文化芸術基本法の施行

少子高齢化・グローバル化の進展等社会の状況が著しく変化する中で、観光やまちづくり、国際交流等幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な文化芸術施策の展開がより一層求められるようになってきたことから、文化芸術振興基本法を改正し、文化芸術基本法（改正 平成29年法律第73号）が施行されました。

今回の改正は、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込んだこと、また、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

文化芸術に関する基本的施策については、伝統芸能の例示に組踊が追加されるとともに、食文化の振興が新たに明記されました。また、芸術祭の開催支援や、高齢者及び障害者の創造的活動等への支援が明記されました。

イ 文化芸術推進基本計画（第1期）の策定

文化芸術基本法に基づき、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成30（2018）年3月に文化芸術推進基本計画が策定されました。文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、文化芸術立国を実現することを目指すものとされています。

ウ 文化財保護法等の改正

過疎化・少子高齢化等を背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組むため、地域における文化財の計画的な保存・活用や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るものとされています。

(3) 松本市の文化芸術に関わる特徴

松本市の文化芸術は、大きく二つの潮流があります。一つは「コトヨウカ行事」、「ぼんぼんと青山様」、「松本てまり」等古くから地域の持つ風土に根ざした文化芸術の流れです。この流れが、教育や文化を尊ぶ市民性と産業を育み、文化性が高いといわれる松本のまちをかたち作ってきました。もう一つは「クラフトフェアまつもと」や「セイジ・オザワ 松本フェスティバル」等松本市の風土に新しい風を吹き込むことで発展した文化芸術の流れです。この「新たに開花した文化芸術」の流れにより、様々なものを受け入れ、楽しみ、発信する文化が実を結びました。

ア 松本市には日本第3位の標高を誇る奥穂高岳、登山を志す者の憧れの山、槍ヶ岳等、深田久弥が選んだ日本百名山の6座があります。この裾野には、日本有数の観光地、上高地、その南には乗鞍岳と乗鞍高原が広がります。

また、市域の東側になだらかな台上地形の美ヶ原高原が鎮座し、雲上の自動車道ビーナスラインが霧ヶ峰へと続いています。こうした山岳景観とその恵みである湧水や温泉、食文化、国宝松本城、城下町の小路、ナワテ通り、中町通り、上土通り等の特色のある通りと景観、野麦街道や善光寺街道沿いの宿場町等、豊かな文化資源、観光資源を目当てに多くの観光客が訪れ、特に海外からの旅行者も多いことも松本市の特徴と言えます。

イ 江戸時代、松本藩は藩校・^{そうきょうかん}崇教館を設けました。寺子屋も多くありました。明治時代には、廃藩置県によりできた筑摩県が「教育」を立県の指針とし、その後、旧開智学校や旧山辺学校が市民の力で作られました。大正時代には、松本市が旧松本高等学校を誘致しました。このように松本市には、教育を重んじる伝統があり、その気風は今日まで息づいています。

文化芸術に関して子どもたちの関心を高める取組みが多いことも、教育重視の姿勢のあらわれです。

こうした伝統を背景として、松本市では、戦後、公民館活動が盛んな長野県の中でも施設数と活動の両面で群を抜いており、市民が積極的に地域活動に関わる土壌を作ってきました。公民館や文化ホール等の整備が進み、市民の文化芸術活動の場に恵まれた環境が整ったことも市民活動の後押しが背景にあります。

ウ 松本市は、戦国時代の町割に始まり、江戸時代後期には町割ごとに産業の個性が集積する等、手仕事の職人が多く住む城下町として栄え、独自の文化を育んできました。第2次世界大戦後は、「民藝運動」が行われ、また、スズキ・メソードが発祥しました。こうした土壌から、現在の松本市は、OMF、信州・まつもと大歌舞伎、工芸の五月・クラフトフェアまつもと等の優れた文化芸術を国内外に発信するまちとして展開しています。

松本市は、音楽文化ホールが開館した昭和60（1985）年の「音楽とスポーツ都市宣言」を起点に、文化芸術を身近に触れる機会や活動環境の整備、県内初となる「文化芸術振興条例」の制定（平成15（2003）年）等を進め、音楽・芸術の「楽都」を推進してきました。これらを背景として、多くの催しに様々なかたちで市民が携わり、「観て楽しむ」から「運営する側として楽しむ」という独自の市民文化が育まれています。

このような経過から、松本市は、平成26（2014）年度の文化芸術創造都市部門文化庁長官表彰を受表彰し、自他ともに認める文化芸術創造都市となりました。

まつもと文芸キーワード

三ガク都

松本市の特性を示す用語として、平成17（2005）年の4村合併以後使用されている呼び方で、三ガク都とは、山岳の「岳都」、学びの「学都」、音楽・芸術の「楽都」の三つのガク都のこと。特に平成19（2007）年の市制施行100周年から多く用いられるようになり、平成23（2011）年策定の第9次基本計画では松本市の特性を示す用語の一つと明記された。

そうきょうかん

藩校・崇教館と寺子屋

崇教館は、藩主戸田光行（1769-1840年）が藩士及びその子弟に文武の道を学ばせるために寛政5（1793）年に設立した藩校。現在の松本市役所本庁舎と日本銀行松本支店との間付近の三の丸柳町にあつて、生徒数は文政・天保期（1818-1844年）で約60人、松本藩学に改組された明治3（1870）年には300人余を超えたとされている。明治6（1873）年の学制発布による開智学校開校で役割を終えた。

一方、江戸時代中期以降、庶民の教育機関となった私塾や寺子屋は、天保年間（1830～1844年）にピークを迎え、全国一多かった長野県の中でも、松本は特に多かったと言われ、維新期には判明するもので110を数えたとされている。

民藝運動

やなぎわねよし

柳宗悦（1889-1961年）が大正時代に提唱した運動。日本各地にある焼き物、染織、漆器、木竹工等、美術史が正当に評価してこなかったものに光を当て「無名の職人が作る生活用品にこそ美がある」という考えのもと、失われていく日本の伝統的な文化を案じ、近代化＝西洋化という安易な流れに警鐘を鳴らした。

古くから手仕事の職人が多く住んだ松本市では、第2次世界大戦後、民藝による戦後の復興を目指し、民藝の思想を実践する活動が三代澤本寿（1909-2002年）、丸山太郎（1909-1985年）、池田三四郎（1909-1999年）等を中心に、家具や木工、手織紬等の分野で展開された。柳もこの運動に携わり「民藝のまち・松本」の礎を築いた。

スズキ・メソード

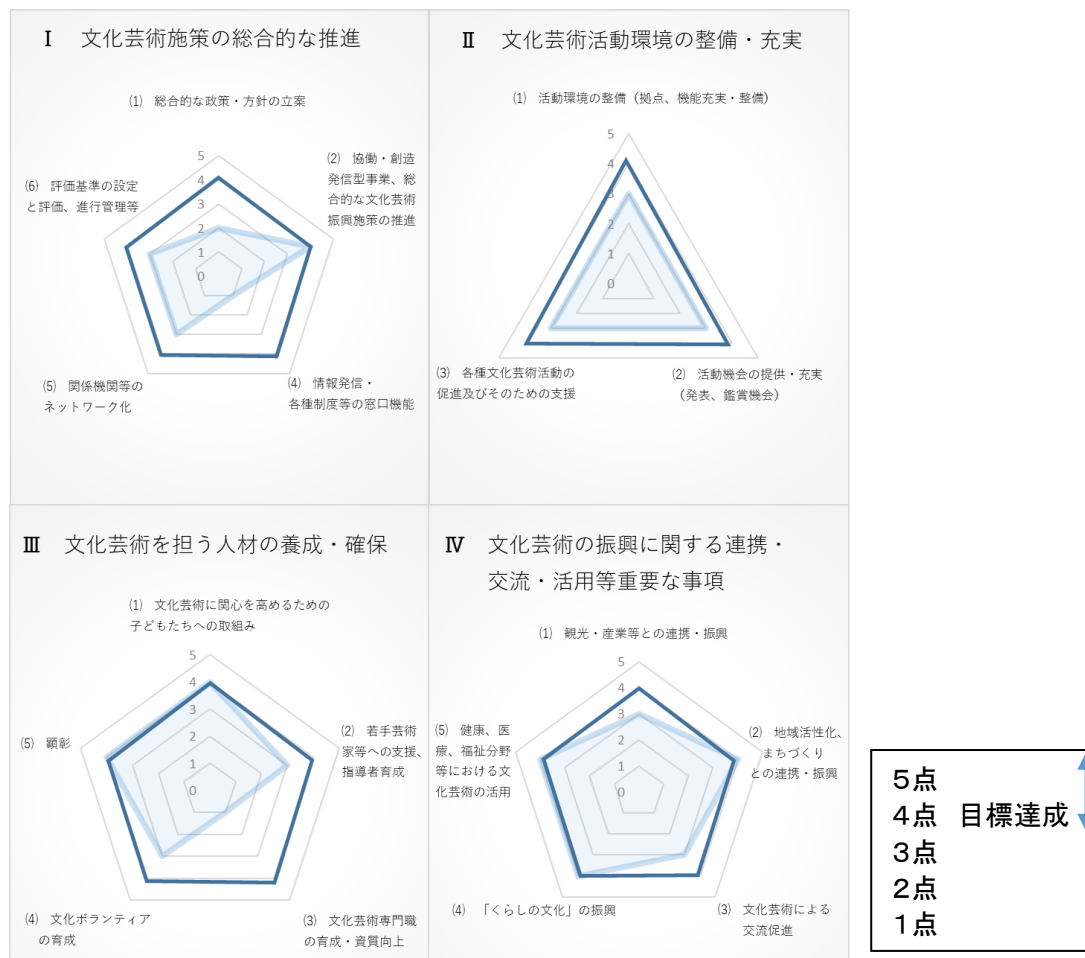
「能力は生まれつきではない」、「どの子も育つ。育て方ひとつ」という考えに基づいて、幼児期から楽しみながら知らず知らずのうちに上達していくという鈴木鎮一（1898-1998年）の創始した音楽教育法で、海外でも大きな反響を呼んだ。この出発点が、1946年に設立された「松本音楽院」で、1951年から自宅として使用された建物は、現在「鈴木鎮一記念館」として保存され、その功績を伝えている。

(4) 松本市の前基本方針期間での取組み

平成28（2016）年に改定した松本市文化芸術振興基本方針では「誰もが多種多様な文化芸術に気軽に触れ、ワクワク・ドキドキが生きがいと新たなうねりにつながるまちづくり、人づくりをすすめる」ことを基本方針として4つの分野方針ごとに施策を展開してきました。取組結果については次のとおりです。

前基本方針の取組結果の検証評価結果

松本市文化芸術振興基本方針に掲げる施策の中間評価レーダーチャート表



ア I～IVの分野方針において、全ての基本的施策の目標を達成できた分野はありませんでした。

イ 「IV文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項」では、5つの施策中3つで概ね目標達成をしており、松本の伝統文化を活かしたイベントや歴史文化基本構想の策定等、文化芸術による地域の活性化やまちづくりとの連携が進んだことがうかがえます。

ウ OMFや工芸の五月クラフトフェア等の協働創造発信型事業（I - (2)）や子どもたちへの取組み（III - (1)）において一定の成果を上げています。

エ 「I文化芸術施策の総合的な推進」においては、文化芸術全般に係る市民意向調査や情報発信、相談窓口の整備が遅れているほか、文化芸術施策を担う人材育成等（III - (3)）の取組みもあまり進んでいない状況です。

(5) 前基本方針の総括と今後の課題

ア 基本方針では文化芸術と教育、福祉、まちづくり、観光・産業等との連携を目指しており、「IV文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項」の結果から一定の成果があったものと判断できます。しかし、今回評価に当たって行った担当課へのヒアリングにおいては、その趣旨について庁内各部局への意識の浸透が十分に図られていない状況にあり、庁内への周知や啓発が課題です。

イ 検討中、未着手となっている事業が6～7パーセントあり、特に文化芸術施策の総合的な推進が進んでいない状況です。

その原因としては、市民プロデューサーの育成や文化芸術活動団体等の連携コーディネート等、中長期的に人材育成が必要となる事業があり、実施に向けたハードルが高いことがあげられますが、今後実施に向けた検討を進めます。

ウ 文化芸術施策の効果は、利用状況等短期的な視点だけでは適切に評価できないものがあり、今回の中間評価では、文化芸術がどのようにまちづくり・人づくりに貢献したかをインパクト（波及効果）で測定しようと試みましたが、独自の実態調査等を行っていないため、評価できないものが多数ありました。

(6) 文化芸術に関する市民アンケート結果

計画策定に当たり、文化芸術に関する現状と市民ニーズを把握するため、市民アンケートを実施しました。

調査概要

対 象 者：18歳以上の市民（無作為抽出）

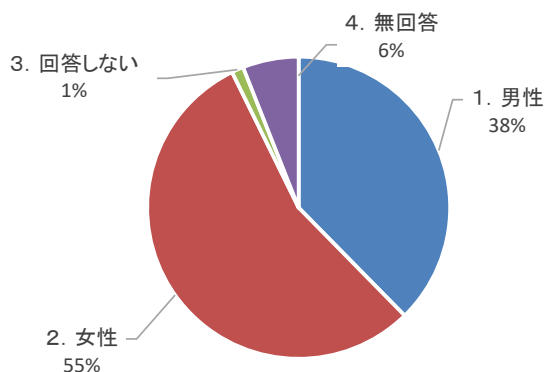
調査方法：郵送及びインターネットによる無記名アンケート

調査期間：令和3年2月12日から2月28日まで

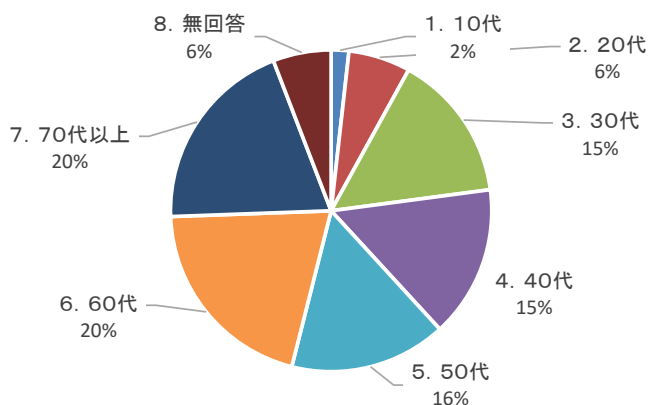
配布及び回収数：配布数：2,000通/回収数：786通（回収率39.3%）

性別、年代別回答者表

性 別	人 数	比 率
1. 男性	296	37.7%
2. 女性	433	55.1%
3. 回答しない	10	1.3%
4. 無回答	47	6.0%
総 計	786	100.0%



年 齢	人 数	比 率
1. 10代	14	1.8%
2. 20代	49	6.2%
3. 30代	117	14.9%
4. 40代	120	15.3%
5. 50代	124	15.8%
6. 60代	161	20.5%
7. 70代以上	155	19.7%
8. 無回答	46	5.9%
総 計	786	100.0%



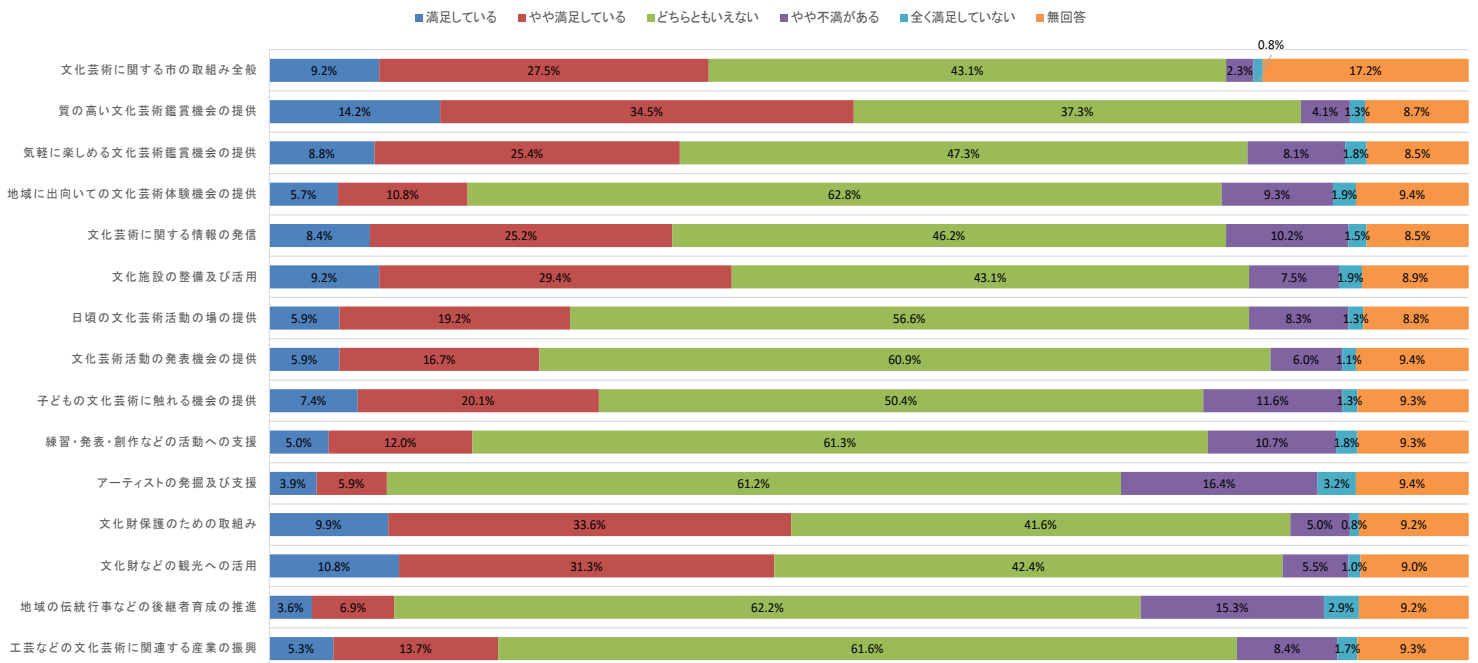
ア 総 括

全体的に文化芸術の取組みについて「どちらともいえない」と回答した方が多く、松本市の文化芸術施策が浸透していない可能性が高いため、松本市の取組みの周知が一層必要です。

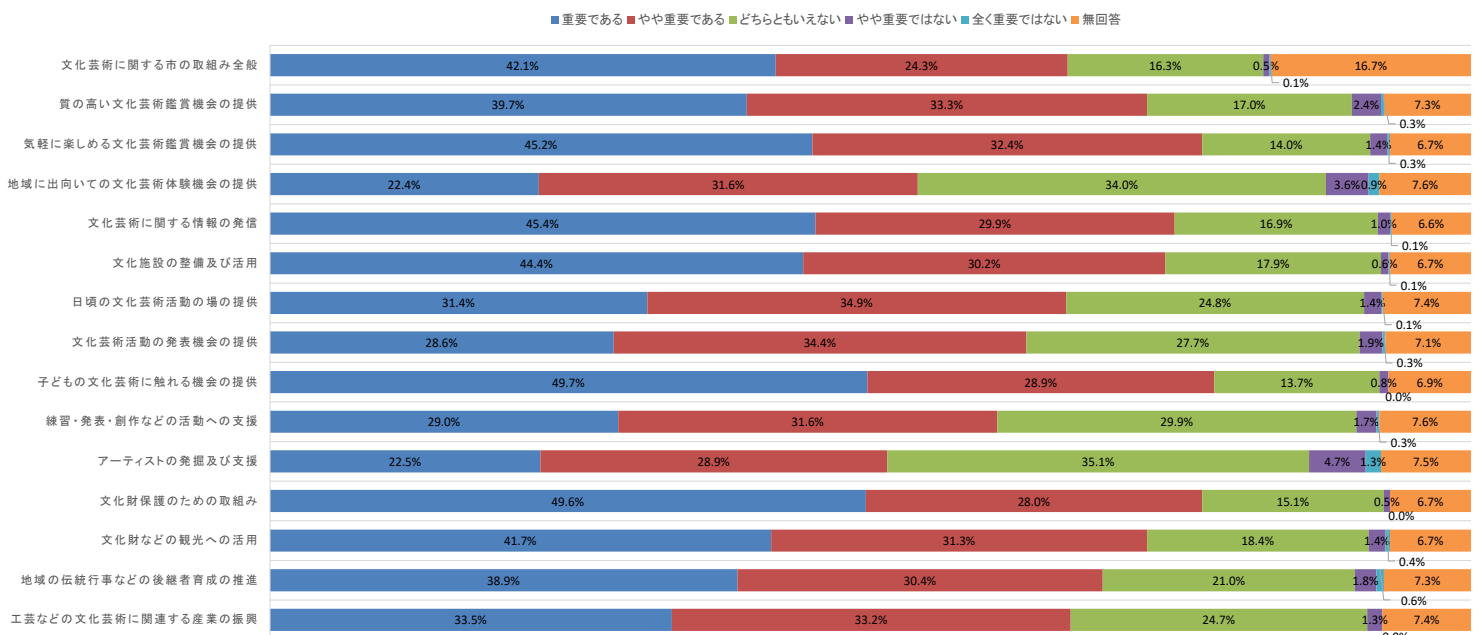
「質の高い文化芸術鑑賞機会の提供」、「文化財保護のための取組み」、「文化財などの観光への活用」の満足と回答した方は４０パーセント以上となっており、ある程度成果が出ているといえます。

「アーティストの発掘及び支援」、「地域の伝統行事などの後継者育成の推進」は満足していると回答した方が９．８パーセントとなっており、他の取組みより低い割合となっているため、取組みを強化する必要があります。

松本市の取組みについての満足度



松本市の取組みについての重要度



これらの結果を踏まえ、新たな計画を策定します。

第3章 基本計画の内容

1 計画の目的

松本市は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根差した独自の文化芸術を育んできました。

独自の文化芸術は「松本らしさ」であり、市民の誇りとなるものです。

松本市の伝統文化、自然、歴史を次世代に繋いでいくとともに磨きあげ、20年先、30年先も「松本らしさ」を市民の誇りとし、新たな文化芸術の創造を目指すことで、心豊かな市民生活および活力ある社会の実現を図ることを目的とします。

目 的

心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ること

2 計画の目標

松本市の20年先、30年先の姿を松本市の特徴であり、魅力でもある松本市の伝統文化を礎とした「三ガク都」が一層輝きを増し、市民がその魅力を知り、楽しみ、活気あふれるまちとなっているイメージで次のように設定しました。

キャッチフレーズ

「文化芸術で人と人がつながり、まちに魅力と活気があふれる三ガク都・松本」

- (1) 市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる
- (2) 松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する
- (3) さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる

目標達成を図る指標

基本的施策ごとに指標を設定し、評価検証を実施します。※第5章参照

3 計画の構成と施策

松本市文化芸術基本条例第7条に基づき、以下の4つの分野方針ごとに施策を推進する構成とします。

I 文化芸術振興施策の総合的な推進

文化芸術に関する総合的な施策を推進し、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

II 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用

市民一人ひとりが豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、更に人と人をつなげ、地域の元気を生み出していきます。

III 文化芸術を担う人材の養成・確保

「松本らしさ」の継承と創造の源は市民一人ひとりであるという認識のもと個性と感性を磨く「人づくり」を推進します。

IV 文化芸術活動の環境の整備・充実

優れた文化芸術に触れる機会が多い特徴を活かし、共感と感動が生きがいにつながる環境と仕組みをつくり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

第4章 基本的施策

心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ること

目 標		分野方針				基本的施策		施策別目標		主な具体的施策	
キャッチフレーズ 文化芸術で人と人がつながり、 まちに魅力と活力があふれるニガク都・松本	市民の誰もが自由に文化芸術に親しむことができる	Ⅰ 文化芸術振興施策の総合的な推進	Ⅱ 文化芸術の振興に関する連携・活用	Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成・確保	Ⅳ 文化芸術活動の環境の整備・充実	Ⅰ	(1) 市民意向の把握	市民意向を踏まえた文化施策を推進する	継続的な市民意向調査の実施、文化芸術活動者の実態調査の実施		
							(2) 協働・創造発信型事業の推進	市民の誇りを醸成する 都市ブランドの向上を図る	市民が主体的に運営に係る仕組みづくり 地域在住アーティストとの協働事業の実施		
							(3) 情報発信・各種制度等の窓口機能	多種多様な手段で必要な時に情報を得られる環境を整える	最適な手段による各世代への情報発信 文化芸術活動者の相談、支援、マッチングをする窓口の設置		
							(4) 関係機関等のネットワーク化、連携	ジャンルを超えた団体の交流により、新たな表現の創出を図る 文化施設間のネットワークを構築し、事業等の相乗効果を高める	文化芸術活動者団体の交流機会の提供 博物館、美術館、図書館等の学芸員や司書の交流機会の提供 創造都市ネットワークへの参加等他都市との連携		
						松本独自の文化芸術を継承しながら、新しい松本の文化芸術を創造する	Ⅱ	(1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興	文化芸術による街なか及び地域の賑わいを創出する	地区単位での文化芸術活動の支援 国内外に松本市を発信する市民協働イベントの実施	
								(2) 観光・クリエイティブ産業等との連携・振興	クリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを目指す 観光・クリエイティブ産業の振興を図る	文化資源を活用した観光事業の実施、クラフト等の文化芸術的価値の啓発 食文化等を活かした産業・観光事業の実施	
	(3) 暮らしの文化の振興							松本市固有の文化等を継承するとともに、新たな文化を創造し、松本への愛着を高める	地域の歴史・文化を知る機会の創出、くらしの文化に関する各種講座の実施 市民団体との連携・協働及び活動支援による地域の伝統文化や食文化の継承事業の実施		
	(4) 文化芸術による交流促進							他都市との交流、多文化交流の充実を図る	新たな文化交流プログラムの企画 海外の文化芸術に触れられる機会の創出		
	Ⅲ						(5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用	年齢、性別、障害の有無にかかわらず、互いを尊重できる社会を目指す	医療、福祉施設での文化芸術ワークショップ等の実施 障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会の提供		
							(6) 文化財の保存・活用	文化財を適切に保護し、地域活性化等に活用する	まつもと文化遺産を始め、地域の文化財の保存継承と有効な活用 伝統文化の担い手の育成・支援		
	さまざまな分野との連携により、課題解決や地域の活性化につなげる						Ⅳ	(1) 文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み	文化芸術活動の担い手を育成する 子どもたちが文化芸術に触れ創造する楽しさを実感する環境を整える 日常生活の中で文化芸術に触れることができる機会を創出する	学校等でのアウトリーチ事業、ワークショップの実施 児童・生徒等の文化芸術体験活動の実施 若者の意見を反映した事業の実施	
								(2) アーティスト等への支援、指導者育成	活動団体の継続性を図り、松本市の文化芸術を底上げする クリエイティブな人材を育成する 松本市の文化芸術を継承するとともに、新たな創造をする人材を育成する	アーティストのトータルサポートを前提としたアーティストバンクの再構築 経済的支援と支援結果の継続的な検証とより効果的な支援体制の構築 文化芸術指導者の実態調査及び支援	
								(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上	地域と積極的につながる文化芸術に関わる職員を育成する 職員間の意見交換の機会を創出し、新たな発想を生み出す	松本市芸術文化振興財団と連携した実務研修や派遣研修等の支援 学芸員・司書及び松本市芸術文化振興財団職員の意見交換の実施	
								(4) 文化ボランティアの育成	文化芸術活動の一翼を担う文化ボランティア活動の継承・発展を図る	文化ボランティアに興味を引き出す機会の創出 文化ボランティアに気軽に参加できる仕組みづくり	
						(5) 顕彰		文化芸術活動者のモチベーションの向上を図る 新たな文化芸術活動者を発掘し市内外へ周知する	文化芸術表彰等の充実、文化施設等が連携した受賞者の活動の発信 受賞者の支援体制の構築		
						(1) 活動環境の整備		あらゆる人に親しまれ、誰もが使いやすい施設を目指す	バリアフリーの推進、施設利用者へのアンケート実施 ニーズに合った施設・運営方法の再整備 天候の変化に左右されない野外会場等の研究		
	(2) 活動機会の提供・充実					年齢、性別、障害の有無、経済的な状況にかかわらず文化芸術に親しめる機会の創出 新たな発表の場を創出する	オープンスペース等の活用 街なかでの無料鑑賞会等の開催 アウトリーチ事業の強化				
	(3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援					文化芸術活動をより身近なものとする 新たな取り組みや社会的価値のある活動が生まれやすい環境を整える	活動の入門編となる事業・講座の実施 文化芸術活動団体への補助制度の確立				

今回の改定では、基本的施策を分野方針の次に位置付けるとともに、施策別目標を定め、具体的施策を示すものとします。

I 文化芸術振興施策の総合的な推進

文化芸術に関する総合的な施策を推進し、誰もが広く文化芸術を楽しめる機会をつくり、人々の笑顔があふれるまちづくりを進めます。

(1) 市民意向の把握

《施策別目標》

文化芸術振興施策を推進する上で、文化芸術に対する市民の意向やニーズを調査し、市民の意向に沿う施策を推進します。

【具体的施策】

文化芸術市民意向調査を計画策定時、中間年(令和7(2025)年)、最終年前年(令和11(2029)年)に実施し、計画を検証するとともに市民の意向を分析し、意見を反映した事業を実施します。

市内で活動する個人・団体について実態調査を実施します。また、文化芸術活動者とのコミュニケーションを図り、連携できる体制を構築します。

(2) 協働・創造発信型事業の推進

《施策別目標》

市民の誇りを醸成することや都市ブランドの向上をめざした事業を展開します。

市民参加者の増加や松本市独自の市民文化である「運営する側として楽しむ」文化ボランティアとの連携を深めます。

【具体的施策】

市民が主体的に運営にかかわる仕組みを磨き上げ、より協働できる環境を整えます。

地域在住のアーティスト等との協働により、新たな松本発の事業を実施します。

I C T技術等を活用する等イベントや鑑賞会を会場外からでも楽しめる体制を構築します。市街地に止まらず、各地区の特徴を活かしたイベントを開催します。

(3) 情報発信・各種制度等の窓口相談機能・・・重点施策①

《施策別目標》

文化芸術に関する情報を必要な時に様々な手段により得られる環境を整えます。

【具体的施策】

世代や技術の進化によって利用する媒体が変化することから、各世代や時代に即した手段で情報を発信します。

市の文化芸術振興部門が文化芸術活動団体や、個人の情報、多様な各種助成制度の情報収集を行ってきましたが、情報が蓄積されていないことから、専門的に情報収集や相談業務、人材のマッチング等中間支援の機能を持った窓口を設置します。

文化芸術と観光に親和性があるため、観光部門と連携した情報を発信します。

(4) 関係機関等のネットワーク化、連携

《施策別目標》

文化芸術活動のジャンルを超えた文化芸術活動団体同士のネットワークを構築し、新たな表現等の創出を図ります。(市民)

文化施設間のネットワークを構築し、情報共有、事業連携、人材交流を図り、相乗効果を高めます。(行政)

大学、N P O団体、民間団体との連携により、地域の魅力を高めます。(行政)

【具体的施策】

団体同士のつながりを深めるため、文化芸術活動団体の交流機会を提供します。

博物館、美術館、図書館等の学芸員や司書の交流機会を提供します。

創造都市ネットワークへの参加等他都市と連携します。

大学・N P O・民間団体と協働し、文化芸術振興の新たな仕組みを構築します。

Ⅱ 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用

市民一人ひとりが豊かに生きていくために欠かせない文化芸術の力で、更に人と人をつなげ、地域の元気を生み出していきます。

(1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興

《施策別目標》

文化芸術による街なか及び地域の賑わいを創出します。

【具体的施策】

地区単位での文化芸術活動を振興・支援します。

国内外に松本市を発信する市民協働イベントを実施します。

(2) 観光・クリエイティブ産業等との連携・振興・・・重点施策②

《施策別目標》

クリエイティブな人材が活躍できるまちづくりを目指します。

文化芸術の持つ魅力を活かし、観光・クリエイティブ産業の振興を図ります。

【具体的施策】

文化資源を活用した観光事業を実施します。

クラフト等の文化芸術的価値を啓発します。

食文化等を活かした産業、観光の振興を図ります。

(3) 暮らしの文化の振興

《施策別目標》

松本市固有の文化や年中行事等を継承するとともに、新たな文化を創造し、松本への愛着を高めます。

【具体的施策】

地域の歴史・文化を知る機会を創出します。

暮らしの文化に関する各種講座を実施します。

市民団体との連携・協働及び活動支援を実施し、地域の伝統文化や食文化等の継承・発展を図ります。

(4) 文化芸術による交流促進

《施策別目標》

他都市との交流・多文化交流の充実を図ります。

【具体的施策】

新たな文化交流プログラムを企画します。

海外の芸術に触れられる機会を創出します。

(5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用・・・重点施策③

《施策別目標》

年齢、性別、障害の有無にかかわらず、互いを尊重する社会を目指します。

【具体的施策】

医療、福祉施設での文化芸術ワークショップ等を実施します。

障害者等と市民が協働する文化芸術の発表機会を提供します。

(6) 文化財の保存・活用・・・重点施策④

《施策別目標》

文化財を適切に保護し、地域活性化等に活用します。

【具体的施策】

まつもと文化遺産を始め地域の文化財の保存及び活用を図ります。

伝統文化の担い手を育成・支援します。

Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成・確保

「松本らしさ」の継承と創造の源は市民一人ひとりであるという認識のもと個性と感性を磨く「人づくり」を推進します。

(1) 文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み・・・重点施策⑤

《施策別目標》

文化芸術活動の担い手を育成します。

子どもたちが文化芸術に触れ、創造する楽しさを実感できる環境を整えます。

日常生活の中で文化芸術に触れることができる機会を創出します。

【具体的施策】

学校等でアウトリーチ事業やワークショップを実施します。

児童・生徒等の文化芸術体験活動事業を実施します。

若者の文化芸術活動に対する支援を実施します。

若者の意見を反映した事業を実施します。

(2) アーティスト等への支援、指導者育成・・・重点施策⑥

《施策別目標》

アーティストの文化芸術活動の継続性を図り、松本市の文化芸術を底上げします。

クリエイティブな人材を育成します。

松本市の文化芸術を継承するとともに、新たな創造をする人材を育成します。

【具体的施策】

アーティストバンクを再構築し、衣食住をトータルサポートする体制を構築します。

経済的支援と支援結果の継続的な検証を行い、より効果的な支援体制を構築します。

文化芸術指導者の実態調査を実施し、指導者のニーズを把握した上で必要な支援を実施します。

(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上

《施策別目標》

市民が文化芸術を身近に感じられるよう、地域と積極的につながる文化芸術に関わる職員を育成します。

職員間の意見交換を実施し、新たな発想を生みだします。

【具体的施策】

まつもと市民芸術館や音楽文化ホール等の指定管理者である松本市芸術文化振興財団と連携し、実務研修や派遣研修等を支援します。

松本市の学芸員、司書や松本市芸術文化振興財団職員との意見交換を実施します。

(4) 文化ボランティアの育成

《施策別目標》

松本市の文化芸術の一翼を担う文化ボランティア活動の継承・発展を図ります。

【具体的施策】

文化ボランティアに興味を持ってもらえる機会を創出します。

文化ボランティアに気軽に参加できる仕組みをつくります。

(5) 顕彰

《施策別目標》

文化芸術活動者のモチベーションの向上を図ります。

新たな文化芸術活動者を発掘し、市内外へ周知します。

【具体的施策】

文化芸術表彰等の充実を図ります。

文化施設等が連携し、受賞者の活動を発信します。

受賞者の支援体制を構築します。

Ⅳ 文化芸術活動の環境の整備・充実

優れた文化芸術に触れる機会が多い特徴を活かし、共感と感動が生きがいにつながる環境と仕組みをつくり、市民による文化芸術活動の裾野を広げます。

(1) 活動環境の整備

《施策別目標》

適切な管理を行い、あらゆる人に親しまれ、誰もが使いやすい施設を目指します。

【具体的施策】

バリアフリーを推進します。

利用者及び市民へアンケート調査を実施します。

ニーズに合った運営方法を再整備します。

天候の変化に左右されない野外会場等を研究します。

(2) 活動機会の提供・充実・・・重点施策⑦

《施策別目標》

年齢、性別、障害の有無、経済的な状況にかかわらず、より多くの市民が文化芸術に親しむことができる機会を創出します。

デジタル技術の活用を含めた新たな発表の場を創出します。

【具体的施策】

オープンスペース等を活用した新たな発表の場を創出します。

街なかでの無料鑑賞会等の実施により、多くの市民が気軽に鑑賞できる場を提供します。

アウトリーチ事業を強化し、ホール等に足を運べない方たちへの鑑賞の機会を提供します。

インターネット配信等が気軽にできる環境を構築します。

(3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援

《施策別目標》

文化芸術活動をより身近なものとしします。

文化芸術の新たな取り組みや社会的価値のある活動が生まれやすい環境を整えます。

【具体的施策】

文化芸術を身近に感じてもらえるよう、入門編となるような事業及び講座を実施します。

経済的支援の他、市民が活動する上での課題を解決する体制を構築します。

第5章 計画の評価検証

1 計画の評価検証

計画策定から中間年(令和7(2025)年)に計画の中間評価を実施、最終年前年(令和11(2029)年)に最終評価を実施し、計画の進捗を図るとともに、第2期計画に反映します。

2 評価検証の方法

- (1) 基本計画に掲げる具体的施策推進のための事業を選定し、事業に着手したかを評価します。
- (2) 基本計画に掲げる基本的施策ごとに指標を設定し、評価検証します。

基本的施策別指標表

I 文化芸術振興施策の総合的な推進

基本的施策	評価指標	現状値	目標値
(1) 市民意向の把握	松本市の文化芸術施策に対する満足度	36.7%	45.0%
(2) 協働・創造発信型事業の推進	文化芸術の振興により、地域にもたらされる効果として期待することについて「特にない・わからない」を答えた割合	2.5%	1.0%
(3) 情報発信・各種制度等の窓口機能	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度	33.6%	40.0%
(4) 関係機関等のネットワーク化、連携	文化芸術団体の交流機会の提供数(年間)	なし	3事業

II 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用

基本的施策	評価指標	現状値	目標値
(1) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興	文化芸術の振興により、地域にもたらされる効果として期待することについて「地域の活性化・地域経済の活性化」と答えた人の割合	84.0%	90.0%
(2) 観光・産業等との連携・振興	工芸等文化芸術に関連する産業の振興に対する満足度	19.0%	25.0%
(3) くらしの文化の振興	書、花、茶、食などに親しんでいる割合	21.9%	25.0%
(4) 文化芸術による交流促進	海外や他市町村との文化芸術による交流事業数(年間)	3事業	5事業
(5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用	健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用事業数(年間)	なし	5事業
(6) 文化財の保存・活用	文化財保護のための取組みに対する満足度 文化財等の観光への活用に対する満足度	43.5% 42.1%	50.0% 50.0%

III 文化芸術を担う人材の養成・確保

基本的施策	評価指標	現状値	目標値
(1) 文化芸術に関心を高めるための子ども・若者への取組み	子どもの文化芸術に触れる機会の提供に対する満足度	27.5%	35.0%
(2) アーティストへの支援、指導者育成	アーティストの発掘及び支援に対する満足度	9.8%	15.0%
(3) 文化芸術専門職の育成・資質向上	質の高い文化芸術鑑賞機会の提供に対する満足度	48.7%	55.0%
(4) 文化ボランティアの育成	文化ボランティアに参加したいと思う人の割合	81.6%	85.0%
(5) 顕彰	文化芸術に関する情報の発信に対する満足度(再掲) アーティストの発掘及び支援に対する満足度(再掲)	33.6% 9.8%	40.0% 15.0%

IV 文化芸術活動の環境の整備・充実

基本的施策	評価指標	現状値	目標値
(1) 活動環境の整備	文化芸術活動の場の提供に対する満足度	25.1%	30.0%
(2) 活動機会の提供・充実	文化芸術活動の発表機会の提供に対する満足度	22.6%	30.0%
(3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援	練習・発表・創作等の活動への支援に対する満足度	17.0%	25.0%

松本市文化芸術推進基本計画

令和3年(2021)年 月発行

発行：松本市

松本市丸の内3番7号

電話：0263 - 34 - 3000(代表)

編集：松本市文化観光部文化振興課

議案第2号

長野県教育委員会と松本市教育委員会相互の任免及び人事等に関する了解事項の
取り交わしについて

1 趣旨

県教育委員会と松本市教育委員会が、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教
職員の任免その他の進退等に関して、了解事項を取り交わすことについて協議するもの
です。

2 県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整に関わる了解事項及び覚書

(1) 了解事項 別紙1

(2) 覚書 別紙2

3 実施期間

教育委員会議決の日から令和4年5月31日までの間

4 根拠法令等

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(1) 第38条 市町村委員会の内申

(2) 第39条 校長の所属教職員の進退に関する意見の申出

担当

学校教育課 課長 塚田 雅宏

学校支援センター センター長 高野 毅

電話 33-4397

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第38条 市町村委員の内申

都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまって、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規程にかかわらず、都道府県教育委員会は、同項の内申が県費負担職員の転任に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

(1) 都道府県内の教職員の適切な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、次条の規程による校長の意見の申出があった県費負担教職員について第1項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

第39条 校長の所属教職員の進退に関する意見の申出

市町村立学校職員給与負担法第1条及び第2条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和4年度教職員人事異動の基本方針について

令和4年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別 紙)

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（4）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

- 3 令和4年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。
- 4 令和4年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

議案第3号

松本市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

1 趣旨

教育委員会の附属機関として設置している松本市学校給食センターの運営委員会において、松本市学校給食センター条例第5条及び松本市学校給食センター運営委員会規則に基づき委員を委嘱することについて協議するものです。

2 委員名簿（案）

裏面のとおり

3 任期

委嘱の日から2年間

4 根拠法令(抜粋)

(1) 松本市学校給食センター条例

（運営委員会）

第5条 教育委員会の附属機関として、松本市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じ、学校給食に関する重要な事項を審議し、その意見を答申する。

3 運営委員会は、20名以内の委員をもって組織する。

4 運営委員会の委員は、教育委員会が委嘱する。

(2) 松本市学校給食センター運営委員会規則

（組織）

第2条 委員会の委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校長
- (2) PTA関係者
- (3) 松本市保健所長
- (4) 学校医
- (5) 学校薬剤師
- (6) 学識経験者

（任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

担当 学校給食課
課長 三代澤 昌秀
電話 86-1130

令和3年度松本市学校給食センター運営委員会委員(案)

	区 分	氏 名	役 職 名
1	学 校 長	たきざわ こうや 瀧澤 公也	筑摩野中学校長
2	学 校 長	あおやま やすお 青山 康郎	山辺小学校長
3	学 校 長	おおわ まさひで 大和 正秀	二子小学校長
4	PTA関係	やまもと みほ 山本 美帆	松本市PTA連合会長
5	PTA関係	もたい ひろこ 甕 博子	波田中学校PTA会会長
6	PTA関係	あらき めぐみ 荒木 恵	梓川小学校PTA会長
7	PTA関係	ふかざわ もとい 深澤 基	山辺中学校PTA会長
8	PTA関係	みこしば ゆう 御子柴 優	二子小学校PTA副会長
9	PTA関係	たきざわ おさむ 滝澤 修	会田中学校PTA会長
10	PTA関係	かみやま たけお 神山 健雄	丸ノ内中学校PTA会長
11	PTA関係	いずみだ えいじ 泉田 英嗣	松島中学校PTA会長
12	PTA関係	くろさか めぐみ 黒坂 めぐ美	明善小学校PTA会計幹事
13	PTA関係	みずかみ えりこ 水上 恵理子	中山小学校PTA給食委員
14	松本市保健所	つかだ しょうた 塚田 昌大	松本市保健所長
15	学 校 医	みやばやし まり 宮林 麻里	松本市医師会理事
16	学 校 医	すざわ やえこ 須澤 弥生子	松本市歯科医師会理事
17	学校薬剤師	よしざわ きよみ 吉澤 貴代美	松本薬剤師会常務理事
18	学識経験者	なかしま つねこ 中島 恒子	前県学校栄養職員

議案第4号

松本市図書館協議会委員の任命について

1 趣 旨

松本市図書館協議会委員が任期満了となったことから、松本市図書館条例（以下「条例」という。）に基づき、新たに図書館協議会委員を任命することについて協議するものです。

2 任命予定者の選定方法

- (1) 学校教育関係者等（条例第8条第3項第1号から第4号及び第6号）
関係7団体に推薦を依頼
- (2) 公募による市民（条例第8条第3項第5号）
応募者1名を選定

3 任命予定者

裏面名簿のとおり

4 任 期

任命の日から2年間
第1回協議会（7月開催予定）で任命

5 松本市図書館条例（抜粋）

第8条 図書館の適正な運営を図るため、法第14条の規定に基づき、松本市中央図書館に松本市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、10人以内とする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 有識者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

4 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

担 当	中央図書館
館 長	小西 えみ
電 話	32-0099

松本市図書館協議会委員任命予定者名簿

(令和3年6月24日)

条例第8条 第3項区分	氏 名		所属団体・役職等	新任・再任
第1号 学校教育関係者	1	もとき よしこ 本木 善子	松本市校長会(菅野中学校長)	新任
第2号 社会教育関係者	2	すのはら けいこ 春原 啓子	松本市社会教育委員	新任
第3号 家庭教育の向上に資 する活動を行う者	3	あかつ あきえ 赤津 章恵	松本地域子ども文庫・おはなしの会連絡会	新任
	4	とよしま さおり 豊嶋 さおり	学都松本子ども読書活動推進委員会 委員長	新任 (通算6期目)
	5	ながおか まゆみ 長岡 真弓	朗読ふれあいの会	再任 (2期目)
第4号 有識者	6	いとう なおと 伊東 直登	松本大学松商短期大学部教授	再任 (3期目)
第5号 公募による市民	7	みやなが ただまさ 宮永 忠将		再任 (2期目)
第6号 教育委員会が必要と 認める者	8	すみよし ふゆこ 住吉 冬子	松本視覚障害者福祉協会	新任

報告第1号

令和3年松本市議会6月定例会の結果について

1 趣旨

松本市議会6月定例会の結果について報告するものです。

2 会期等について

6月7日（月）から24日（木）まで 18日間

一般質問 6月14日（月）から16日（水）まで 3日間

経済文教委員会 6月17日（木）

基幹博物館建設特別委員会 6月21日（月）

3 議案等の審査結果について

(1) 経済文教委員会審査

ア 陳情

(7) 陳情第3号 学校給食にオーガニック食材の導入、無償化、給食センターについて

(イ) 陳情第4号 学校給食の有機化、無償化について

(ウ) 陳情第5号 子ども達に地産地消を中心とした「食育」が実現できる給食施設の実現について

(エ) 陳情第7号 松本市における学校給食の無農薬・有機食材の提供を求める陳情書

(オ) 陳情第8号 「学校給食」について

陳情第3～5号、7、8号は、全て不採択と決しました。

イ 議案第19号 市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）

ウ 議案第16号 令和3年度松本市一般会計補正予算（第3号）

【歳 出】

学校施設整備事業費追加

工事請負費（筑摩野中屋上防水改修工事） 15,070 千円

補助金追加（町内公民館整備） 20,210 千円

【歳 入】

諸収入

教育費雑入追加（コミュニティ助成事業助成金） 15,000 千円

上記の議案2件については、原案どおり可決されました。

(2) 経済文教委員協議会

島内小学校における事故について

上記報告事項については、報告を受けたと集約されました。

(3) 基幹博物館建設特別委員会

ア 議案第16号 令和3年度松本市一般会計補正予算（第3号）

【歳出】

基幹博物館整備事業費追加（新博物館 1 階活用市民会議設置） 150 千円

議案第 16 号については、原案どおり可決されました。

イ 主な意見等

議案審査終了後、先日の新聞報道に関する質疑が出され、事業用定期借地権の締結に至った経緯と、今後の対応方針等について答弁しました。

担当	教育政策課
課長	赤羽 志穂
電話	33 - 3980



まつもと市民生きいき活動

●わたしは こころをみがき、からだを使おう
●あなたに あいさつをしよう
●このまちを きれいにしよう

報告第2号

学都松本推進協議会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市教育振興基本計画に基づき、学都松本の実現を市民との協働により推進するため設置した学都松本推進協議会委員を設置要綱第3条に基づき委嘱することについて報告するものです。

2 委員名簿 裏面のとおり

3 任期 令和3年6月29日から1年間

4 根拠規定（抜粋）

学都松本推進協議会設置要綱

（組織等）

第3条 協議会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 有識者
- (4) 公募による市民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、前条第2号第4号の規定による委員の任期は、3年とする。

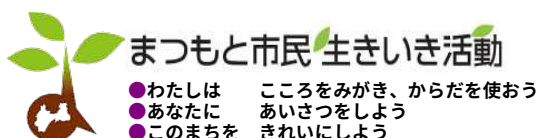
2 前項の規定にかかわらず、委員に欠員を生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

担当 教育政策課

課長 赤羽 志穂

電話 33-3980



「学都松本」

令和3年度 学都松本推進協議会委員名簿

【任期1年】

区分	氏名	推薦団体
学校教育及び社会教育関係者	かわふね よしつぐ 川船 義嗣	松本まると博物館友の会
	しろき よしお 白木 好雄	松本市社会教育委員
	すずき きよと 鈴木 清登	中信美術会
	なかつ かずこ 中田 和子	アルプス善意通訳協会
	なかつ やすこ 中田 安子	松本市公民館運営審議会
家庭教育関係者	ながつか ひろし 永塚 博	松本市こども会育成連合会
	やまもと みほ 山本 美帆	松本市PTA連合会
有識者	こやなぎ ひろゆき 小柳 廣幸	松本市教育委員会

※特記事項

昨年度同様、松本市図書館協議会及び松本市学校給食センター運営委員会からも推薦予定ですが、今年度の当該協議会及び運営委員会が設置前であり、設置後に推薦予定です。推薦があり次第、教育委員会に追加で報告します。

【参考：委嘱中（任期3年）】

区分	氏名
公募委員	すずおか じゅんいち 鈴岡 潤一
	なかむら みちこ 中村 美智子
	こばやし あきら 小林 彰
	ふかさわ わかこ 深澤 和歌子
	みやした ひろこ 宮下 弘子

報告第3号

松本市立小学校、中学校結核対策委員会委員の委嘱について

1 趣旨

松本市立小学校、中学校結核対策委員会設置要綱（以下、「設置要綱」という）に基づき、委員を新たに委嘱することについて報告するものです。

2 委員会の目的

児童生徒の結核感染防止、感染者及び発病者の早期発見・早期治療、患者発生時の対応の3つの結核対策を進めるにあたり、学校保健と地域保健が円滑な連携を図り、結核対策をさらに充実・強化するため。

3 委嘱予定者

裏面のとおり

4 任期

令和3年7月1日から令和4年6月30日まで

5 設置要綱（抜粋）

（組織）

第3条 委員会は、委員5人をもって組織する。

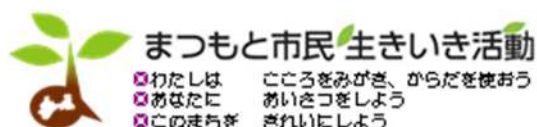
2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 松本市保健所長
- (2) 結核対策の専門家
- (3) 学校医
- (4) 学校長
- (5) 養護教諭

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。



♪わたしは こころをみがき、からだを使おう
 ♪あなたに あいさつをしよう
 ♪このまちを きれいにしよう

担当 学校教育課
 課長 塚田 雅宏
 電話 33-9846

令和３年度 松本市立小学校、中学校結核対策委員会 委員名簿（案）

選 出 区 分	所 属 ・ 職 名 等	フ リ ガ ナ 氏 名	
松本市保健所長	松本市保健所 所長	ツカダ ショウタ 塚田 昌大	R3新規
結核対策の専門家	松本市医師会 感染症対策委員 医療法人抱生会 丸の内病院 生活習慣病センター センター長	ゴミ エイチ 五味 英一	継続
学 校 医	松本市医師会 学校保健衛生担当理事 みやばやしこどもクリニック 院長	ミヤバヤシ マリ 宮林 麻里	継続
学 校 長	松本市立田川小学校 校長	キムラ レイコ 木村 令子	R3新規
養 護 教 諭	松本市立波田小学校 養護教諭	ミヤサカ エミコ 宮坂 恵美子	R3新規

報告第4号

松本市立中学校の制服の状況について

1 趣旨

ジェンダーフリーを進めていくに当たり、松本市立中学校の制服を今後どのようにしていくかを検討するため調査した各校の状況について報告するものです。

2 制服について（調査対象：市立中学校21校）

(1) 制服の種別

男子 詰襟学生服：15校 ブレザー：5校 制服なし：1校

女子 ブレザー・スカート・スラックス：19校 セーラー服：1校

制服なし：1校

(2) 制服変更に関する状況（複数回答有）

ア 制服の変更計画が進んでいる学校 1校

イ 制服変更の計画が現在無い学校 17校

ウ ここ2、3年で制服変更を進めたいと考えている学校 1校

エ 時間をかけて制服変更を進めたいと考えている学校 12校

(3) 身体的・精神的配慮が必要な生徒への対応（要旨抜粋）

ア ジャージ登校や、適切な私服登校をこれまで認めてきた。

イ これまでもジャージ登校を認めてきたが、令和3年度は生活のきまりの中で制服以外の服装での登校を健康上の理由等の諸事情により認められることを全校生徒へ周知

ウ 個別に相談して、対応を考える。

エ 一年を通して、スカートではなくスラックスでも問題はない。ジャージでも過ごすことができる。

オ リボンの着用に抵抗感のある生徒に対して、当面着用しないことを認め、今後の対応を検討

カ 身体的・精神的負担を考慮しつつ、適切な服装について保護者と相談しながら対応

(4) 各学校の意見（要旨抜粋）

ア 制服変更の議論を職員の中で始めたところである。変更する場合、保護者・生徒の意見が反映できるような制服検討委員会を組織する予定。制服検討の議論が、LGBTQへの配慮や制服の意義について生徒・保護者が理解し、主体性を育む場面となるようにしたいと考える。制服変更については、するしないも含めて、それぞれの学校が主体的に進め、各校の独自性が生かされるものとなるようお願いしたい。

イ 本年度より開始された新学習指導要領に対する授業改革、一人一台端末を活用した授業改革、教職員の働き方改革、コロナ禍における感染症対策等、取り

- 組むことが多い中、制服改革を進めることは非常に困難であると考えてる。
- ウ 「制服や校則の見直し」が、わかりやすい一つの象徴として取り上げられることが多いと感じる。ただし、「見直し」が進めば、生徒の権利意識・人権意識・ジェンダーフリーへの理解が高まったと評価できるわけではない。また、「制服」という視点で見るのなら、高校や企業も含めて市民全体の議論を深めてもらえるとありがたい。中学を卒業したら高校でまた制服でよいのか。
- エ 男子の詰襟学生服をブレザーにすれば、男女共用の制服になる。しかし、なぜ今、制服なのか、なぜ制服だけなのか。ジェンダーフリーの推進には、人権意識を磨くことが大切だと考える。
- オ 保護者や生徒の意見を聞き、職員間で十分議論しながら、時間をかけて制服の検討を進めていきたい。
- カ 改革については、地域や保護者の願いもあるので、丁寧に扱う必要がある。
- キ 今後、ソックスの色や形などの細かな部分も含めて、時代の流れを踏まえて柔軟に考えていく必要。
- ク ジェンダーフリーに関しては、制服に限らず、男子トイレの全個室化なども含め、多くの問題を抱えている。施設を含め大きな議論としていけばよいが、制服だけを取り上げるのはどうかと思う。
- ケ 「おさがり」や「リユース」が多いことから、かえって制服変更への抵抗も予想される。制服改革を行うとすれば、時間をかけて検討し、地域の理解を得る必要があるというのが実情である。ただし、運用面でのルールの確認や見直しは必要であり、検討を随時行っている。
- コ TPOに応じた服装を大切にする日本文化の特徴も踏まえ、中学生期には現在の仕組み（きまり）を基本に、家庭の経済的な負担にも考慮しつつ、自身で主体的に服装を選択できるような支援を行っていきたい。
- サ 今のところは変更については考えていないが、これまでも個別に対応してきている案件もあり、長期的に検討していくことは必要だと思う。制服の有無については、生徒がその場にあった服装について考えていかれるようにするために、どのような形でも制服はあった方がよいと考える。

3 今後の対応

制服については、各校の専決事項であることを双方で確認したうえで、生徒が個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合い、個性や能力を発揮できる学校生活を送れるよう支援してまいります。

担当

学校教育課	課長	塚田	雅宏
学校支援センター	センター長	高野	毅
電話	33-4397		

報告第5号

給食のあり方と給食施設整備の内容について

1 趣旨

市議会6月定例会において、「学校給食のあり方と給食施設整備方針」に関する一般質問の内容及び陳情書の提出について報告するものです。

2 一般質問（2名）＊質問及び答弁の要旨は別紙のとおり

(1) 神津 ゆかり 議員

ア 件名 給食について

(ア) 学校給食・食育に関わる市長公約について

(イ) 食育について

(ウ) 給食のあり方と給食施設整備方針について

(2) 横内 裕治 議員

ア 件名 学校給食センターについて

(ア) 学校給食センターの規模について

3 陳情書（5件）＊詳細は別紙のとおり

(1) 内容

ア 学校給食にオーガニック食材の導入、無償化、給食センターについて
（陳情者：ママエンジェルス nagano 代表 田内 真理）

イ 学校給食の有機化、無償化について

（陳情者：全国無農薬給食の会 中信支部 代表 荒屋 恵）

ウ 子ども達に地産地消を中心とした「食育」が実現できる給食施設の実現について
（陳情者：学校給食をよくする会 代表 伊藤 麻理）

エ 松本市における学校給食の無農薬・有機食材の提供を求める陳情書
（陳情者：小林 瞳）

オ 「学校給食」について

（陳情者：食の寺子屋 代表 斉藤 まさ子）

(2) 市議会経済文教委員会の対応について

審議の結果、いずれも賛成少数のため「不採択」とされました。

4 今後の予定

学校給食センターの再整備にあたっては、本年度中に基本方針をお示しできるよう教育委員会にも相談しながら、スピード感を持って取り組んでまいります。

担当	学校給食課
課長	三代澤 昌秀
電話	86-1130

質問者：神津ゆかり議員

件名：給食について

趣旨：学校給食・食育に関わる市長公約について

質問要旨

市長公約には「小中学校の給食費を公会計化することに合わせ、地産地消で食育を進める観点から、公費を助成して給食の質の向上を図る。」とある。また、子育て世代のためのアンケートで「給食センターの建替えについては質の高い給食を提供することを目的として検討する。」と答えている。公約についての思いを伺いたい。（また、ご自身の給食にまつわる思い出が、もしありましたら伺いたい。）

答弁（市長）

- 1 私自身の給食に対する思い出と言いますと、実は子どもの頃、かなり好き嫌いがございまして、あまり給食に対していい思い出はございません。そうした中では、ちょうど米飯給食が始まったばかりでありまして、お米のご飯での給食、これが非常に楽しみでありました。その後広がっているというふうに認識しておりますけども、改めて私の子ども、小中学校なども振り返った時に、学校給食のありがたさ、そしてますます今の社会の中で重要性は大きくなっているのではないかと認識をもっております。
- 2 そして、私が基本として考えていきたいことは、質の高い給食を提供していくということであり、そしてできるだけ地産地消の食環境を整えるということであります。おいしく、栄養のバランスがとれ、アレルギーなどの対応が適切にできる、そうした給食を地元の食材を使って提供し、食習慣や食文化を子どもたちに身につけてもらう。これは、子どもたちの成長と教育にとって、非常に重要な課題だと考えております。
- 3 昨年、緊急事態宣言が解除されて、3か月ぶりに学校給食が再開されますと、保護者の方々から、「休校中子どもに満足な食事を作ることができない日が多く、栄養バランスの取れたおいしい学校給食を食べられる有難さを改めて実感した」と、こういった声が寄せられました。
学校給食の果たす役割の大きさを実感するとともに、質の高い給食を持続的に提供していくという観点に立って、給食センターの施設や規模を検討していく必要があると認識をいたしております。

趣旨：食育について

質問要旨

国がこの3月に第4次食育推進基本計画を示したが、学校給食の現在の食育の取組みと課題について伺いたい。

答弁（教育部長）

- 1 市内5つの学校給食センターにはそれぞれ2人から6人の栄養教諭または栄養士が配置されています。それらの職員を中心に、学校給食において関わる食育は、4つの柱を掲げ「食に関する指導の全体計画」にそって計画的に進めています。

2 具体的な取組みとしまして、4つの柱にそって申し上げますと

- ・「1 献立の充実」につきましては、給食の献立に地場産物や郷土料理を提供していること
- ・「2 学校との連携」につきましては、栄養教諭が学校を訪問し、例えば小学校4年生では「元気になる朝食について考えましょう」という授業を行うなど、各学年の実態に合わせた指導の実施
- ・「3 家庭との連携」につきましては、児童生徒を通じての食育に関する資料の配布、あるいはPTA試食会の実施
- ・「4 地域との連携」につきましては、JA等との連携による地産地消の推進、こういったものが挙げられます。

3 課題としましては、2点あります。

- ・学校給食は1日の3食のうちの1食だけであり、給食での学びを家庭での生活、食事にどうつなげていくか
- ・学校給食は短時間で大量に調理を行うため、規格が揃っていることが求められ、地産地消で調達することが難しい面があることが挙げられます。

趣旨：給食のあり方と給食施設整備方針について

質問要旨

学校現場における給食のあり方や食育について、教育長の思いや考え方を伺いたい。（教育長の給食の思い出も伺いたい。）

答弁（教育長）

- 1 人が健康に生きていく上で、食事が最も大切であることは言うまでもありません。特に成長期にある子どもにとっては、その心身に大きな影響を与えるものです。そうした観点から、私が給食を通して食育として子どもたちに伝えたいと思うことは2点ございます。
- 2 ひとつ目は食事を誰かとともにすることの楽しさ、楽しく食べることのさまざまな効果。例えば、味わいが増す、ゆっくり食べられる、コミュニケーション力が高まるなど、その効果を知って大人になっても大切にしてもらいたいということです。2つめは、規則正しく栄養のバランスよく食べることが、自らの体に及ぼす影響を学んでほしいということです。これらは、これまで家庭で主に担われてきた基本的な生活習慣形成の教育とも言えますが、核家族化の進展や共働き家庭の増加など、家庭や生活のあり方が多様化する中、もはや家庭だけでこれを支えていくことは難しいのではないかと感じております。そしてこうした中だからこそ、学校や保育園、幼稚園における教育活動と結びつけた給食は、食育としてその役割を増しているのではないかと考えております。
- 3 さきほど議員からは子どもたちのアンケートの声をご紹介いただきました。ゆっくり食べる時間がないということで、私の思いは、今の時間の給食ではかなえられないのかなと、増してやコロナの中で子どもたちが黙って食べるようにというようなことの指導を行っておりますので、にぎやかにゆっくり食べられる、それがかなえられるように実現できたらな、と思っております。
- 4 私自身の給食の思い出としましては、先ほど市長は米飯給食が始まった頃とおっしゃいましたが、私はパンだけだったように思います。パンが食べきれなくて、こっそり持ち帰った記憶がありますけれども、それでも給食というのは学校生活の中で私にとっては一番の楽しみだった。食べることが好

きだということもありますけれども、そのような思い出があります。子どもたちにも、給食をおいしく食べることで食の楽しさということを知ってもらいたいと心から願っております。

- 5 そして食育として、これまで松本市が力を入れて取り組んできた取組みを食育の一環として大切にしていきたいと思っているものがあります。ひとつは、食品ロス削減を中心とした環境教育です。それからもう1点はきめ細やかに対応していますアレルギー対応食の提供と、そして提供するだけではなくて、それを解除していく取組み、これも家庭と連携して行うことが大切だと考えております。

質問要旨

給食のあり方のベースになる給食施設である給食センターについて今後3あるいは4センター化、または自校給食も含めゼロベースで考えるという委員協議会での説明があったが、以前の説明と変わった理由について伺いたい。

答弁（教育部長）

- 1 学校給食センターの再整備について、平成31年3月に「松本市給食のあり方研究会」の提言を受け、その提言の内容をベースに方針を検討しており、その方向性に変わりはありません。
- 2 提言の具体的な内容としては、
 - (1) 公平性、経費面、既存施設の有効活用、施設整備に要する期間等を総合的に判断すること
 - (2) 梓川・波田センターの給食提供の質を維持し、自校給食の良さを取り入れた運営をすること
 - (3) 既存施設を含め、新たに給食センターを適地に適正な規模で建設し、市内全体の給食提供数の平準化を実施することの3点が重要な視点と考えています。
- 3 先日開催された経済文教委員協議会での学校給食課長の発言は、あくまでもあり方研究会の提言に沿って検討を行うという意味でございます。

質問要旨

給食センターの再整備については、2年前に答申された「給食のあり方研究会」の提言をしっかりと受けとめ、どうしたらそのような給食と食育を全市の子どもたちに届けることができるのか、栄養教諭、栄養士、保護者も含めた会議等、検討する場を作り、コストや合理性だけでなく食育を大切にするための様々な観点から早急かつ丁寧に検討するべきと考えるがいかがか。

答弁（教育部長）

- 1 「給食のあり方研究会」からいただきました提言は、各分野の専門家10人により、先進地を視察するなど10回にわたり議論を重ね提出されたもので、今後のセンターのあり方を決定するにあたり重要な指針になるものと認識しています。
- 2 したがって、先程も申し上げたような提言の核となる部分について、検討を深め、学校給食センター再整備の基本方針に反映をしていきたいと考えております。
- 3 基本方針への反映に当たっては、市民や議会など各方面に案をお示しし、ご意見を伺いながら決定してまいりたいと考えております。

質問者：横内裕治議員

件名：学校給食センターについて

趣旨：学校給食センターの規模について

質問要旨

2月定例会で牛丸議員の質問に「早急に基本方針を策定し、学校給食センターの整備計画を示していく」と答弁しているが、その後基本方針の策定はどこまで進んでいるか伺いたい。

答弁（教育部長）

- 1 現在の基本方針の策定状況であります、「松本市給食のあり方研究会」の提言の内容をベースにし、献立の数や建築・運営コストなど様々な要素やデータを加えた複数のプランを検討している段階です。
- 2 いずれにしましても、波田、梓川給食センターの老朽化を鑑みますと、待ったなしの状況でありますので、市民や議会の皆様のご意見を伺いながら、本年度中には基本方針案をお示しできるよう、スピード感を持って取り組んでまいります。

質問要旨

大規模学校給食センターの3本献立による業務の煩雑化などの課題を克服するためには、中小規模のセンターの建設を検討すべきと考えるがいかが。

答弁（教育部長）

- 1 基本方針の策定にあたっては、神津議員の質問にお答えしたとおり、大規模学校給食センター建設ありきではなく、ゼロベースに立ち返り、献立数を減らすことが可能となる中小規模の学校給食センターの建設を含め検討しております。
- 2 あわせまして、西部・東部学校給食センターにつきましても、長寿命化を図るために大規模改修を検討しており、その中で業務の煩雑化を解消するための献立数の見直しや、効率的な調理機器の導入を検討してまいります。



陳情書

学校給食にオーガニック食材の導入、無償化、給食センターについて

陳情書

令和3年6月7日

松本市議会議長
芝山 稔 様

松本市村井町西 2-8-40
ママエンジェルス nagano
代表 田内真理



学校給食にオーガニック食材の導入、無償化、給食センターについて

趣旨

近年、食を取り巻く状況が年々悪化していると感じます。孤食、個食や貧困・食の格差拡大、食の安全、外食、食のモラルの低下、伝統食文化の断絶と様々な緊急課題があります。そこでオーガニック給食を軸に、子どもや孫の次世代のための社会変革が望まれています。

学校教育法にある食育とは、生きる上での基本であり、知育・徳育・体育の基礎となるものです。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てることです。

成長期の子どもたちの食は大人以上に影響があります。オーガニック食材の方が栄養素は高く、添加しない素材そのもの、食材の味を知ることが食育の原点で、力を入れてほしいです。学校給食をオーガニック化した松本市が、移住希望者に魅力的に映り、移住が増えるなどの地域活性化が期待されます。現に千葉県いすみ市では、お米を地元産のオーガニック米に変えたところ、移住希望者が増えているそうです。

また、貧困、格差拡大により、昨年3月の休校時にお腹を空かせていた子どもや、栄養バランスがくずれた昼食だったなど、改めて学校給食の大切さを実感し、学校給食が子どもにとってはインフラ、生活を支える基盤になっています。学校給食は次世代の子ども達にとって心と健康に必要不可欠なものとなっており、学校給食を無償化の実現に取り組むことが重要です。

そして、農水省の持続可能な農業、地産地消推進方針に感銘を受けました。環境を重視する持続可能な食料システムを構築していくことが急務となっている今、池田町や松川村のように有機無農薬産物を地元で収穫、配給の安定化を学校給食の食材として進めたいです。

自然豊かな松本市にとって農林水産省の持続可能な農業の方針は、比較的取り組みやすい環境であり、有機無農薬産物を学校給食に使用することで地産地消率・自給率のアップ、収穫と供給の安定、環境への配慮できることがメリットであると思います。

一方、給食センターで、昨年度の労災が12件あったという資料をみました。改善策として作業工程の見直しが必要であり、調理時間のタイトさを加味した職員の体制づくり、増員を含めた工程づくりが求められています。

給食センターの在り方として、今後は自校式または小規模センターに建替えるようにすべきと考えま

す。

自校式は発注数の小回り、調理時間の確保といった調理員のメリットに加えて、顔がみえる生産者たちと調理員、子どもたちとの交流ができます。給食室からの匂いや、子どもたちが温かく美味しく食べられ、食と命を感謝する心など、食育の原点となる環境づくりになります。子どもたちが社会に出た際に、食育で学んだことを活かして食生活を見直せる、松本市の素晴らしさに気づき、生きる力になるのです。

上記を踏まえて市議会におかれましては、実現に向けて松本市に対して下記の事項の要請を行っていただきますよう、陳情いたします。

記

1. 有機無農薬産物の導入を推進し、給食で積極的に使用するようお願いします。
2. 学校給食費の無償化を実現してください。
3. 給食センターでの作業工程の見直し、調理時間のタイトさを加味した職員の増員を早急に実現してください。
4. 給食センター建て替えの場合は、自校式か小規模センターにしてください。

以上



陳情書

令和3年6月7日

松本市議会議長
芝山 稔 様

松本市蟻ヶ崎 2-7-20
全国無農薬給食の会 中信支部
代表 荒屋 恵



学校給食の有機化、無償化について

趣旨

学校給食は、成長期における子ども達の身体を作り、心を育むための毎日の大事な食の「一食」です。家庭により食事情は違いますが、給食はどの子ども等しく、同じ内容を摂ることができる「一食」でもあり、子ども達が給食を通して、食に対する正しい知識や習慣を養い、感謝の心を育てるための学習の場でもあります。

一方で、昨今増え続ける子ども達の食物アレルギーやアトピー性皮膚炎、発達障害の背景に、農薬や化学肥料、添加物などの化学合成物質の影響が懸念されています。子ども達は社会の宝です。その子ども達が生涯にわたり健康で豊かな人生を送れるよう、給食の質を向上させるのは、私たち大人の急務の責任であると考えます。

以上のことから、松本市学校給食について、以下の要望があります。よって、市議会におかれましては、市に対して実現に向けて要請をしていただきますよう、陳情致します。

1. 有機給食の実現 有機米、有機野菜などの有機農産物を使用する。
2. 安全な食材を使用 食品添加物や化学調味料、遺伝子組み換え食品、ゲノム編集食品が入り込む余地のある調理加工済の食品やカット野菜、冷凍品、合わせ調味料を使わない。地元産の新鮮な農産物を使う。
3. 給食費の無償化 給食は成長期にある子ども達の心と身体を育てる大事な食育の場であり、公費で保証する。



陳情書

子ども達に地産地消を中心とした「食育」が実現できる給食施設の実現について

陳情書

令和3年6月7日

松本市議会議長

芝山 稔 様

松本市笹賀184-2

学校給食をよくする会

代表 伊藤麻理



子ども達に地産地消を中心とした「食育」が実現できる給食施設の実現について

趣旨

現在、松本市では、梓川学校給食センター（1988年～）波田学校給食センター（1971年～）がどちらも老朽化が進み、早急な建て替えが迫られています。

松本市では、平成29年から31年にかけて「松本市給食のあり方研究会」を設置しました。

「松本市給食のあり方研究会」は、梓川・波田の学校給食センターの建て替えにあたり、松本市の今後の学校給食について検討し、提言をまとめました。その中には、「食数、規模にとらわれることなく、松本市の学校給食の理念を大切にした上での施設設備」となっています。

学校給食の目的（役割）は、1954年「学校給食法」が公布された当初は、国民の栄養状態の改善が目的でしたが、50年後には国民の食生活への危機感から法が整備され、「栄養教諭制度」「食育基本法」「食育推進基本計画」「学校給食法の改正」が進められ、食育の推進に大きく転換しています。法整備がされて15年が過ぎましたが、松本市では、食育を推進する為の施設や整備の考え方は以前と変わらず、学校給食のあり方が見直されることなく、現在に至っています。

現在の西部・東部学校給食センターでは、給食を食べる子どもにではなく、施設設備に合わせた献立、配送時間に合わせた調理、食数が多い為限られた食材・調理、その為に栄養摂取基準を満たすことが困難、栄養教諭制度が活かさない、地産地消率が低い、食育の推進が難しいなど多くの問題があります。しかし、梓川・波田の学校給食センターは、適正な給食数の為、前記の問題はなく、給食を食べる子ども達に合わせた食育が進められています。

以上のことから、松本市の学校給食について、以下の要望をいたします。市議会におかれましては、市に対して実現に向けて要請をして頂きますよう、陳情いたします。

1. 学校給食法に基づいた、松本市が目指す学校給食の理念を確立し、9年間の学校給食を通して子ども達に地産地消を中心とした「食育」が実現できる規模の給食施設を建設する。
2. 老朽化が進んでいる、梓川・波田の学校給食センターは、今まで通り学校に併設した親子給食センター方式で早急に建て替える。

陳 情 第 7 号



2021 年 6 月 8 日

松本市議会議員
芝山 稔 様

北アルプス  ちと食の会
小林 瞳 
松本市波田 3268-1

松本市における学校給食の無農薬・有機食材の提供を求める陳情書

私たちの環境をとりまく複合的な薬物の体内被曝の蓄積からある日突然「化学物質過敏症」で日常生活を送れない人々が 13 人に 1 人の割合でいるそうです。

WHO のデータによると日本の 19～25 歳の自殺率は世界一。さらに全国都道府県の中でも長野県は 2 位とのことです。原因は特定されませんが、識者によると発達障害、自閉症、化学物質過敏症など通底しているもので亡国につながる非常事態であると警告しています。

私の知人は 14 年間化学物質過敏症で苦しみ普通の生活が出来なかったけれど食生活を見直し有機無農薬に変え健康を取り戻し、食といのちがどれ程重要であるか身をもって示してくれました。

彼女は言います。「身体に安全な農薬などない。未来を背負う子どもたちのために学校給食をオーガニック化してもらいたい」と。

このようなことから松本市の学校給食について議会から松本市に下記のとおり要請して頂くよう陳情いたします。

1. 松本市の学校給食に有機米、有機野菜などの農産物を取り入れてください。
2. 同じく食生活の安全のために農薬、化学肥料などを使わない農産物の提供、非ゲノム編集食品の提供をお願いしたい。
3. 地産地消することで顔の見える地域の生産者につながり食べ物に対する感謝といのちの有難さを自然に身につける食育の推進と災害などの非常時にもすぐ対応出来る小規模な給食施設を作って頂きたい。

以上

陳 情 第 8 号



陳情書

令和3年6月8日

松本市議会議長
芝山 稔 様

提出者

住所 松本市島立151-4

氏名 食の寺子屋

代表 齊藤まさ



件名

「学校給食」について

趣旨

大切な子どもたちに毎日給食を提供して頂いている事に感謝しています。今度梓川と波田の給食センターは老朽化に伴い改築されると聞きました。そこでその建て替えに当たり、要望させて頂きたいと思います。

私たち「食の寺子屋」は2014年から月に1回のペースで、健康で安全な暮らしの為に何をしたら良いのか学習会を持って来ました。こんなに癌が増え、こんなに医療費が膨らんだら今後の日本は大変なことになってしまいます。そこで、何をどう食べたら良いのか、薬は？農薬は？遺伝子組換えは？ゲノム編集は？有機農法は？自然農法は？など沢山の事を学んで来ました。特に未来を背負う子ども達が健康であり、前向きな思考力を持った子ども達であって欲しいし、そのためには学校給食がとても重要になります。現在も細かい部分まで気を配り準備して頂いている方には感謝しておりますが、もっと子ども達の心と体に良い給食にする事を考えて頂きたいのです。大きなセンターでまとめて調理したら運送距離が長くなり、時間も掛かります。また、大きくなればなるほど自由が利かなくなり、季節に合った給食の配食が困難になります。小さな施設なら、小回りが利き、災害時にも地域の方に食事を提供することもできます。効率の良さばかりでは人間は健康にはなれません。子どもの命と健康を守るために下記の事項を陳情いたします。

記

陳情事項

1. できれば自校給食にしてください。
2. 1を目指して、小規模（2,000食）以下のセンターにしてください。
3. 地産地消を進め、塩尻市のように年間割合50%以上を目指してください。
4. 栄養摂取基準は現在満たされていないようですが、栄養摂取基準を満たす学校給食にしてください。
5. 食物アレルギー対応は7月から開始している様ですが、4月からの対応にしてください。

報告第6号

中央図書館の開館時間の延長について

1 趣旨

夏期の図書館利用者の利便性の向上を図るため、中央図書館の開館時間を延長することについて報告するものです。

2 実施内容

(1) 実施日

令和3年7月23日～8月22日の土曜日及び日曜日並びに祝日（計12日）

※市内小中学校 夏休み期間 7月21日（最早）～8月24日（最遅）

（開智小学校 7月22日～8月23日、丸ノ内中学校 7月22日～8月22日）

（深志高校 8月1日～8月22日、美須々ヶ丘高校 7月22日～8月17日、
県ヶ丘高校 7月22日～8月22日、蟻ヶ崎高校 7月22日～8月24日）

※県ヶ丘高校、蟻ヶ崎高校は、期間中に補習期間としての登校日あり。

7月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				



実施日



休館日

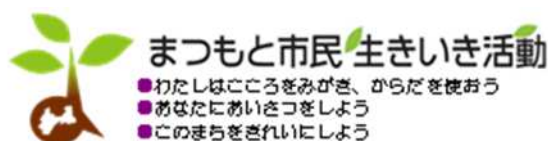
(2) 開館時間の延長内容

「9時30分から17時まで」を「9時30分から18時まで」に1時間延長

3 周知方法

(1) 図書館の館内掲示により周知します。

(2) 松本市公式ホームページ、図書館ホームページ、図書館フェイスブックに掲載します。



●わたしはこころをみがき、からだを使おう
●あなたにあいさつをしよう
●このまちをきれいにしよう

担当 中央図書館

館長 小西 えみ

電話 32-0099